

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年6月29日

【事業年度】 第8期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

【会社名】 ニッシン債権回収株式会社

【英訳名】 NISSIN SERVICER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼執行役員 合田 益己

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段南四丁目2番11号
市ヶ谷フィナンシャルビル
(平成21年6月15日から本店所在地 東京都新宿区西新宿一丁目
25番1号 新宿センタービル8階が上記のように移転して
おります。)

【電話番号】 03(5210)1751(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山口 達也

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区九段南四丁目2番11号
市ヶ谷フィナンシャルビル
(平成21年6月15日から本店所在地 東京都新宿区西新宿一丁目
25番1号 新宿センタービル8階が上記のように移転して
おります。)

【電話番号】 03(5210)1751(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山口 達也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
営業収益 (百万円)	11,198	15,947	31,690	27,859	13,610
経常利益又は経常損失 () (百万円)	1,761	4,029	5,192	3,245	6,729
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	1,022	2,353	2,711	1,258	8,856
純資産額 (百万円)	4,687	6,649	9,758	10,555	3,701
総資産額 (百万円)	20,474	40,903	62,470	56,717	36,709
1株当たり純資産額 (円)	35,495.93	12,342.60	7,895.48	8,204.92	402.54
1株当たり当期純利益又は当期純損失 () (円)	8,327.66	4,360.70	2,509.80	1,157.94	7,799.37
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	7,778.52	4,278.38	2,493.83	1,156.74	
自己資本比率 (%)	22.9	16.3	13.7	15.8	1.9
自己資本利益率 (%)	32.8	41.5	35.6	14.4	184.3
株価収益率 (倍)	30.3	62.2	16.5	11.5	
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	10,550	13,060	14,711	144	7,429
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	571	3,721	960	3,553	1,706
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	12,498	16,038	16,663	7,178	8,898
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	3,006	2,264	5,390	1,618	1,855
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (名)	59 (8)	74 (7)	85 (7)	105 (7)	50 (2)

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 第6期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 平成17年5月20日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割しております。

4 平成17年11月21日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割しております。

5 平成18年4月1日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割しております。

6 第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しますが1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

7 第8期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

8 従業員数は就業人員数を表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
営業収益 (百万円)	10,931	9,903	12,025	10,133	8,433
経常利益又は経常損失 () (百万円)	1,651	1,928	2,208	65	6,409
当期純利益又は当期純 損失 () (百万円)	963	1,137	1,266	877	7,853
資本金 (百万円)	1,684	1,695	1,731	1,736	2,036
発行済株式総数 (株)	131,700	536,400	1,084,320	1,087,360	1,712,440
純資産額 (百万円)	4,629	5,376	5,965	5,933	1,328
総資産額 (百万円)	20,366	36,623	55,257	47,576	26,529
1株当たり純資産額 (円)	35,057.05	9,969.62	5,395.92	5,362.28	817.06
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間 配当額) (円)	1,000 ()	1,820 (1,000)	765 (365)	415 (415)	()
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 () (円)	7,843.01	2,081.42	1,172.15	807.59	6,916.51
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	7,325.82	2,042.13	1,164.69	806.75	
自己資本比率 (%)	22.7	14.7	10.6	12.3	5.3
自己資本利益率 (%)	31.2	22.7	22.6	15.0	
株価収益率 (倍)	32.1	78.5	35.2	16.5	
配当性向 (%)	13.7	62.2	65.3	51.4	
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用者数) (名)	59 (8)	70 (7)	80 (7)	98 (7)	45 (2)

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 第6期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 平成17年5月20日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割しております。

4 平成17年11月21日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割しております。

5 平成18年4月1日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割しております。

6 第8期の自己資本利益率については、債務超過の影響に伴い記載しておりません。

7 第8期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

8 第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しますが1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

9 従業員数は就業人員数を表示しております。

2 【沿革】

年月	沿革
平成13年 7月	債権管理回収業務を主な事業目的として東京都千代田区神田多町2丁目9番6号にニッシン債権回収株式会社(資本金500百万円)を設立。
平成13年10月	債権管理回収業に関する特別措置法(いわゆる「サービサー法」)による債権管理回収業の許可を取得(許可番号:第58号)し、営業を開始。
平成15年 3月	東京都千代田区神田錦町1丁目2番地1に本社を移転。
平成16年 1月	有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツ(連結子会社)を設立。
平成16年 3月	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号に本社を移転。
平成16年 9月	東京証券取引所マザーズ市場に上場。
平成16年12月	有限会社ミヤコキャピタル(連結子会社)を設立。
平成17年 8月	有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツの100%子会社として、不動産関連事業を目的とした有限会社シー・エヌ・インベストメンツ(連結子会社)を設立。(平成18年5月 持分法適用関連会社に変更)
平成17年11月	中国不良債権投資事業を目的として有限会社ジェイ・ツー・中国投資(連結子会社)を設立。
平成18年12月	大阪市中央区城見1丁目2番地27号に関西営業所を新設。(平成20年7月閉鎖)
平成21年 2月	第三者割当により資本金を2,036百万円に増資。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社18社、持分法適用関連会社11社を含めた計30社で構成されており、債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権管理回収業を主たる事業内容として展開しております。

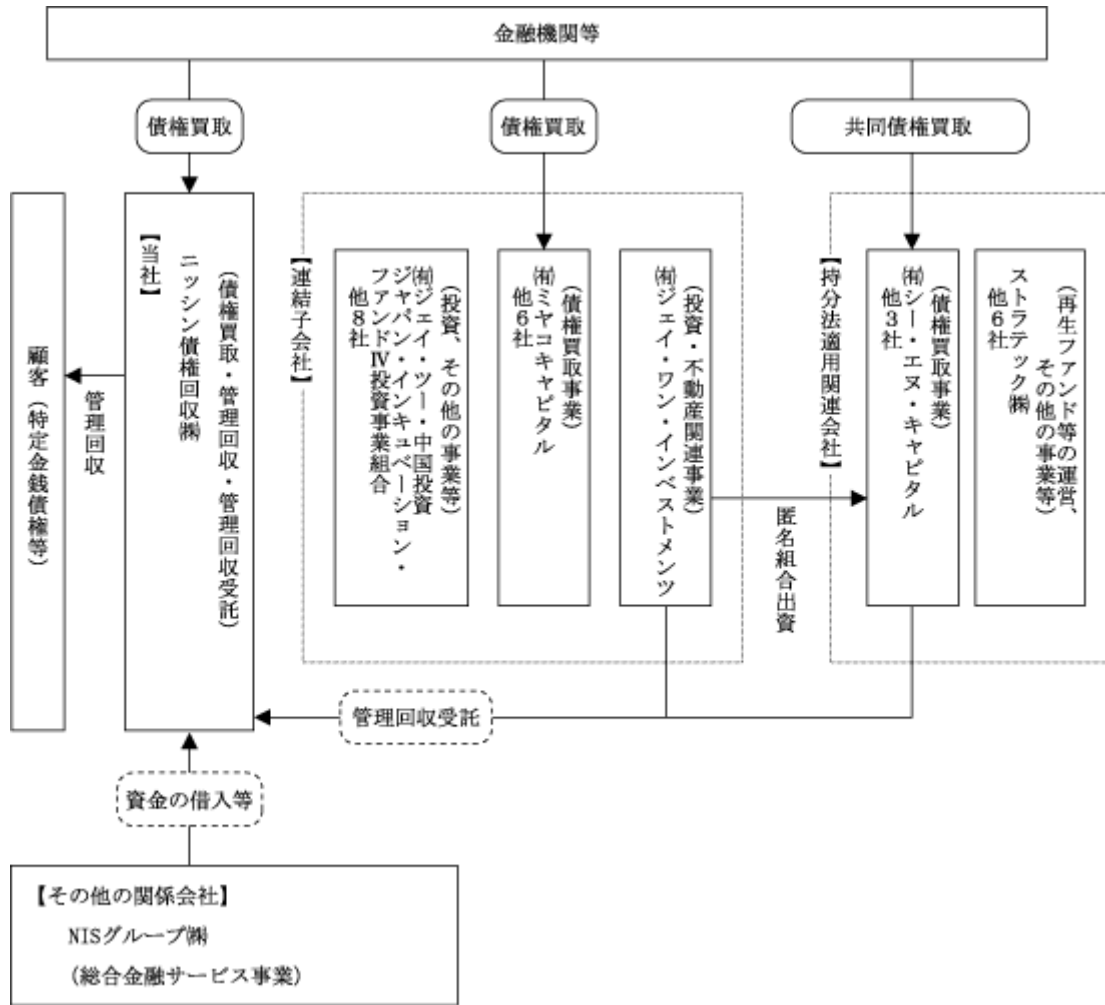
当社は、平成13年7月に設立された債権回収会社であり、平成13年10月に法務大臣から債権管理回収業に関する特別措置法（以下「サービサー法」という。）に基づく債権管理回収業の営業許可を受け業務を開始いたしました。

当社グループの事業は、サービサー法に規定されている金融機関等（以下「金融機関等」という。）が有する貸付債権等の金銭債権（以下「特定金銭債権」という。）の買取及び当該買取債権の管理回収に関する業務が主体であります。サービサー法に基づく債権回収会社の業務は、自己の投資判断と資金により買取した債権の管理回収業務と、債権へ投資した第三者からの債権管理回収受託業務とに大別されますが、当社は、自己買取及び管理回収事業をコアビジネスとして展開しております。

また、当社グループは、他の投資家と共同で特定金銭債権の共同買取業務等を行っており、当社は当社グループ会社を買取した債権の管理回収業務の受託業務も行っております。

事業の種類	会社名	事業内容	摘要
債権買取・管理回収事業	ニッシン債権回収㈱	債権買取、管理回収及び、管理回収受託	当社
	(有)ジェイ・ワン・インベストメンツ	投資・不動産関連事業	連結子会社
	(有)ミヤコキャピタル	債権買取	
	(有)ジェイ・ツー・中国投資	投資事業	
	ジャパン・インキュベーション・ファンド 投資事業組合	投資事業	
	他14社		
	(有)シー・エヌ・キャピタル	債権買取	
	(有)シー・エヌ・ツー		
	(有)シー・エヌ・スリー		
	(有)シー・エヌ・フォー		
	(有)シー・エヌ・インベストメンツ	不動産関連事業	
	ストラテック㈱	企業再生ファンドの運営	
	他5社		

当社グループの事業の系統図は次のとおりであります。



(注) 当社が管理回収を行う顧客(特定金銭債権)は、金融機関等から買取った債権の債務者であります。

当社グループの業務の内容は以下のとおりであります。

(1) 債権買取業務

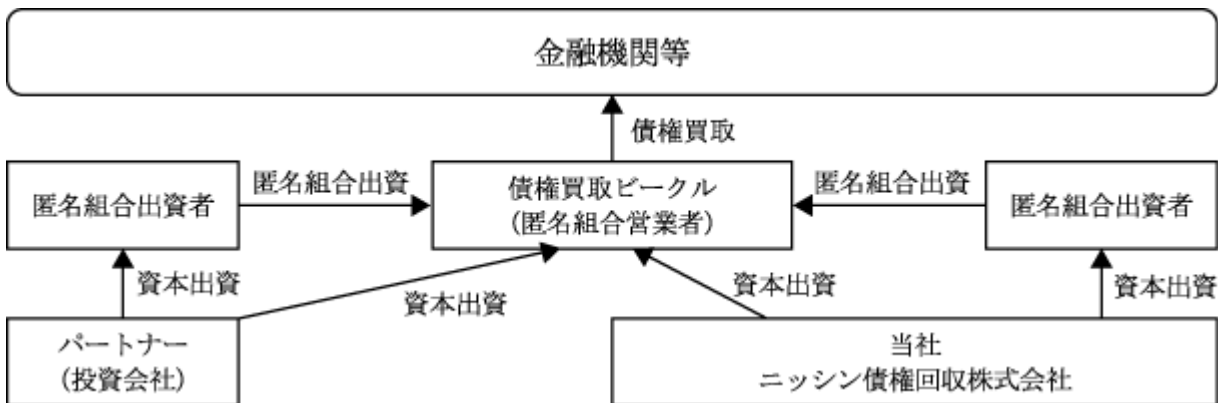
特定金銭債権の買取には、金融機関等との交渉を行って債権を買取る場合と、入札により競落した場合に買取の指名入札制とがありますが、いずれの場合についても、当該債権の各種情報を精査してリスクとリターンを分析し（以下「デューデリジェンス」という。）、出口戦略（投資回収手法の選択と予定回収期間の設定）に基づく価格を算出して（以下「プライシング」という。）、買取金額を提示します。

当社は、特にその他の関係会社であるNISグループ株式会社が総合金融サービスを通じ、長年ノウハウを蓄積してきた事業者向けの債権についてのプライシングや管理回収に特徴を持ち、これまで主に無剰余債権（ ）及び無担保債権を主な買取の対象としてきました。しかし最近では、正常債権の評価もしくは不動産担保付債権の担保評価、並びにこれら債権に関する管理回収を行う業務体制が整ったことから、当社は取扱債権の範囲を拡大してきております。

また、今後の債権買取チャネルの拡大、投資リスクの分散及び当社得意分野への集中を図るため、当社グループ会社は、自ら又は他の投資会社と共同して特定金銭債権の共同買取業務等を行っております。なお、当社グループ会社における共同買取につきましては、恣意的な債権移転や債権のオフバランス化等を意図するものではありません。

（ ）無剰余債権 ... 担保付債権のうち、担保としての評価が出来ないものや、先順位債権の存在によって担保からの回収が見込めない債権をいう。

なお、債権買取チャネルの拡大と投資リスクの分散を図るため、当社グループ会社において行われている共同買取スキームの概略（一例）は下図のとおりであります。



(2) 債権管理回収業務及び管理回収業務の受託業務

当社が上記(1)に基づき買取した特定金銭債権の大部分は、金融機関等が不良債権と認識した債務不履行の状態にある債権ですが、当社では管理回収にあたって、関連諸法令を遵守するとともに、当社が独自に定めた債権回収マニュアルに従って、債務者への返済依頼にとどまらず、債務者の状況や事情に応じて返済条件の変更等を含む交渉を行っております。

具体的には、当社は、債務者を営業上の顧客と位置付けて、当該顧客(法人・個人)への返済依頼の連絡にとどまらず、プライバシーに最大限の注意を払いつつ顧客の状況や事情を個別に勘案し、助言及び返済条件の変更等のコンサルティングを行い、顧客の健全な経営・家計の回復と維持に努めながら具体的な返済プランを作成します。こうしたコンサルティングを経た上で、当社は債務者との間で和解契約を締結し、和解契約に基づく支払を受け、又は法的手続きを実行するなどして、当該債権に関する債務者の再生と当社の収益確保に配慮した債権の管理回収業務を行っております。

なお、買取債権については、回収した金額がそのまま当社の営業収益となります。

また、当社グループ会社が投資した買取債権の管理回収業務は当社が受託しており、この場合には委託契約に基づいて委託者から支払われる報酬が当社の営業収益となります。

以上に述べた当社における債権買取業務及び債権管理回収業務のフローの概略は以下のとおりであります。



買取債権の発掘

各金融機関等(都市銀行、信託銀行、生損保、外資系金融機関等)に向けた積極的な営業活動により、金融機関が行うバルクセール(不良債権等の一括売却)への入札参加や相対取引の指名獲得により、買取債権の発掘を行っております。

デューデリジェンス

入札や相対取引への参加が確定した場合は、金融機関との守秘義務契約の締結後、対象債権の各種情報を入手し、当社の自己投資に対するリスクとリターンを分析します。

プライシング

デューデリジェンスの結果を基に、出口戦略(投資回収手法の選択と予定回収期間の設定)を検討した上で、期待収益率に基づき将来キャッシュ・フローをディスカウントした債権価格(投資現在価値)を算出します。

クロージング

入札参加後、当社が当該債権を落札した場合には、金融機関等と債権譲渡契約を締結し、譲渡代金の支払と同時に金融機関から債権及び担保権の譲渡がなされます。

債権管理回収

債務者との個別具体的なコンサルティングを経た上で、債務者との間で和解契約を締結し、和解契約に基づく支払を受け、又は法的手続きを実行するなどして、当該債権に関する債務者の再生と当社の収益確保に配慮した特定金銭債権の管理及び回収を行います。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(その他の関係会社) N I S グループ株式会社 (注) 1、6	愛媛県松山市	26,289	総合金融 サービス業		25.8	資金の借入等
(連結子会社) 有限会社ジェイ・ワン・ インベストメンツ(注) 4、5	東京都新宿区	3	投資・不動 産関連事業	100.0		債権管理回収業務の 委託 資金の貸付
有限会社ミヤコキャピタル(注) 2	東京都新宿区	3	債権買取業	100.0 (100.0)		
有限会社ジェイ・ツー・ 中国投資	東京都新宿区	3	投資事業	100.0		
ジャパン・インキューベ ーション・ファンド 投資 事業組合(注) 2	東京都千代田区	3,626	投資事業	54.1 (54.1)		
その他14社						
(持分法適用関連会社) 有限会社シー・エヌ・ キャピタル	東京都新宿区	3	債権買取業	50.0		債権管理回収業務の 受託 資金の貸付
有限会社シー・エヌ・ ツー	東京都新宿区	7	債権買取業	50.0		債権管理回収業務の 受託 資金の貸付
有限会社シー・エヌ・ス リー(注) 2	東京都新宿区	6	債権買取業	50.0 (50.0)		債権管理回収業務の 受託
有限会社シー・エヌ・ フォー	東京都新宿区	6	債権買取業	50.0		債権管理回収業務の 受託 資金の貸付
有限会社シー・エヌ・イ ンベストメンツ(注) 2	東京都新宿区	3	不動産関連 事業	50.0 (50.0)		
ストラテック株式会社	東京都港区	100	企業再生 ファンドの 運営	43.0		役員の兼任 2名
その他5社						

(注) 1 有価証券報告書提出会社であります。

2 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

3 特定子会社であります。

4 有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツについては営業収益(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。

5 連結子会社の(有)ジェイ・ワン・インベストメンツは債務超過会社であり、平成21年3月31日現在の債務超過の金額は2,246百万円であります。

主要な損益情報等

(単位：百万円)

	(有)ジェイ・ワン・イ ンベストメンツ
営業収益	3,700
経常利益	4,861
当期純利益	5,723
純資産額	2,246
総資産額	16,032

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年3月31日現在

区分	債権投資・管理回収部門	合計
従業員数(名)	50(2)	50(2)

- (注) 1 従業員数には、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
- 2 従業員数欄の()は、臨時従業員数の年間平均雇用人員であり、外書で記載しております。
- 3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
- 4 従業員が最近1年間に55名減少しておりますが、主として事業縮小に伴うものであります。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
45(2)	39.7	3.8	5,023

- (注) 1 従業員数には、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3 従業員数欄の()は、臨時従業員数の年間平均雇用人員であり、外書で記載しております。
- 4 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
- 5 従業員が最近1年間に53名減少しておりますが、主として事業縮小に伴うものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループに労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度（平成20年4月1日～平成21年3月31日）における我が国経済は、サブプライム問題に端を発した世界的な金融市場混乱の影響を受け、株価下落や円高の進行に伴い企業業績は急激に悪化し、景気後退は鮮明となり、先行きの不透明感はより一層増しております。

当社グループにおきましても金融市場の信用収縮の長期化、不動産市況の著しい低迷及び流動性の低下等の影響から、資金調達環境が悪化しており、また債権管理回収業務のうち特に不動産担保付債権の回収並びに連結子会社で行う不動産業務が低迷するなど、事業環境は極めて厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、現在の資産と負債の圧縮並びにコストの削減に努め、自己投資による収益とフィービジネスによる収益のバランスのとれた業務運営を推進し、資金効率を高めた収益構造への転換を図るべく、当社の筆頭株主であるN I Sグループ株式会社から平成20年12月に当社株式を取得した日本振興銀行株式会社、また、中小企業保証機構株式会社、ビービーネット株式会社（現社名「中小企業投資機構株式会社」）及び両社が属する、「中小企業に対するあらゆるサービスを提供できる仕組みを共同で構築する」というビジョンを共有する独立した企業体のネットワークとして創設された「中小企業振興ネットワーク」からの資金支援や資産圧縮への協力、当社への債権回収業務の委託による当社収益拡大や当社人員の出向受入れによる経費削減等の全面的な協力のもと、経営再建に向けた取り組みを推進しております。なお、平成21年2月には当社臨時株主総会の開催により、中小企業振興ネットワークに属する企業から役員を招聘しております。また、平成21年3月には、自己資本増強策の一環として、中小企業信販機構株式会社、及び株式会社インデックス・ホールディングスを対象に、それぞれ312,500株、合計625,000株、発行総額600百万円の第三者割当増資を行いました。

当連結会計年度の業績につきましては、資金調達の悪化に伴い買取債権を抑制していることから、債権買取額（投資額）は72百万円（前連結会計年度比99.4%減）、買取債権残高は、20,088百万円（前連結会計年度末比30.1%減）となりました。また不動産買取額（投資額）は95百万円（前連結会計年度比97.5%減）、買取不動産残高は12,932百万円（前連結会計年度末比32.5%減）となりました。

営業収益につきましては、買取債権回収高は8,485百万円（前連結会計年度比54.8%減）、不動産の流動性低下による物件売却の遅延から不動産売上高は3,365百万円（同22.2%減）となり、その他の収益1,760百万円（同62.9%減）を合わせ、合計では13,610百万円（同51.1%減）となりました。

営業費用につきましては、買取債権回収高に伴う債権買取原価6,168百万円（同52.2%減）、不動産市況の著しい低迷を受け買取不動産評価損3,395百万円を計上したことから、同評価損を含む不動産売上原価6,719百万円（同40.5%増）となり、その他の原価236百万円（同91.5%増）を合わせ、合計では13,125百万円（同26.3%減）となりました。この結果、営業総利益は485百万円（同95.2%減）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、主に給料手当458百万円（同29.1%減）、買取債権に伴う貸倒関連費用2,212百万円（同0.9%増）等を計上し、合計4,491百万円（同13.1%減）となりました。この結果、営業損失は4,006百万円（前連結会計年度は営業利益4,875百万円）となりました。

営業外収益は、91百万円（前連結会計年度比126.1%増）となり、営業外費用につきましては、主に資金調達に伴う支払利息2,403百万円（同91.0%増）等により、合計で2,814百万円（同68.5%増）となりました。この結果、経常損失は6,729百万円（前連結会計年度は経常利益3,245百万円）となりました。

また、特別利益31百万円（前連結会計年度比161.4%増）、投資有価証券評価損531百万円を含む特別損失596百万円（同256.4%増）、繰延税金資産の全額取り崩しによる法人税等調整額（損失）1,666百万円を含む法人税等関連費用1,693百万円（同1.6%減）、少数株主利益132百万円の計上により、当期純損失は8,856百万円（前連結会計年度は当期純利益1,258百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ236百万円増加し、1,855百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度末における営業活動による資金の増加は7,429百万円（前連結会計年度は144百万円の減少）となりました。これは、主に税金等調整前当期純損失が7,294百万円（前連結会計年度比10,384百万円減）、法人税等の支払額が1,551百万円（同780百万円減）となったものの、買取不動産評価損が3,395百万円（前連結会計年度は947百万円）、買取債権に係る資金の純増額が6,095百万円（前連結会計年度は570百万円の純増）及び、買取不動産に係る資金の純増額が、3,228百万円（同220百万円の純減）となったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度末における投資活動による資金の増加は1,706百万円（前連結会計年度は3,553百万円の増加）となりました。これは、主に投資有価証券に係る資金の純増額が1,578百万円（前連結会計年度は3,726百万円の純増）と償還による収入が取得による支出を上回ったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度末における財務活動による資金の減少は8,898百万円（前連結会計年度は7,178百万円の減少）となりました。これは、主に短期借入金の純増額が5,847百万円（前連結会計年度は2,843百万円の純増）となったものの、長期借入金の純減額16,755百万円（前連結会計年度は10,180百万円の純減）と、有利子負債の圧縮がすすんだことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、債権の回収等の業務を行っており生産を行っていないため、生産実績及び受注状況について記載しておりません。

(1) 債権買取額及び不動産買取額

債権買取額は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
債権買取額	12,334	77.2	72	12.3
不動産買取額	3,640	22.8	518	87.7
合計	15,974	100.0	590	100.0

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 買取債権の推移

買取債権の推移は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)					
期首残高 (百万円)	当期増加額	当期減少額			期末残高 (百万円)
	当期買取額 (百万円)	当期回収額 (百万円)	貸倒償却額 (百万円)	その他 (百万円)	
28,750	72	6,168	2,150	415	20,088

(注) 1 当期減少額その他は、不動産担保付債権の自己競落等による減少額であります。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 営業収益の内訳

営業収益の内訳は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
営業収益	27,859	100.0	13,610	100.0
買取債権回収高	18,792	67.5	8,485	62.4
買取不動産売却高	4,326	15.5	3,365	24.7
受託手数料	65	0.2	176	1.3
その他	4,673	16.8	1,584	11.6

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

金融市場混乱の長期化や不動産市況の著しい低迷等の影響から、当社グループの事業環境及び財務環境は極めて厳しい状況が続くなか、現在の資産と負債の圧縮並びにコストの削減に努め、これまで培ってきた債権管理回収業務に関するノウハウを十分に生かし、債権回収受託業務等の拡大を図り、自己投資による収益とフィービジネスによる収益のバランスのとれた業務運営を推進し、資金効率を高めた収益構造への転換を図ることが最優先の経営課題であると認識しております。

このような状況のもと、当社グループといたしましては、特に下記の課題に重点をおき対処していく方針であります。

資産と負債の圧縮

既存の買取債権の回収及び買取不動産の売却の促進による、取引金融機関からの借入金返済財源の確保
資金効率を高めた収益構造への転換

債権回収に関する受託業務、アドバイザー業務の拡大により、有利子負債調達に過度に依存せず安定的な収益を獲得

固定費の圧縮による経費削減

現状の事業規模に見合った組織体制構築等による経費削減

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は以下の事業等のリスク及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

1 事業環境の変化について

(1) 不良債権処理の動向

サービサー法の施行以降、金融機関等による不良債権処理の活発化に伴い、不良債権の流動化市場は順調に拡大してまいりました。平成20年12月31日時点では、債権管理回収会社が取扱った債権の数及び取扱債権額(債権回収会社が管理回収の委託を受けた債権及び譲り受けた債権の数及び合計額)は、それぞれ7,025万件(平成20年6月30日時点の調査から11.0%の増加)、252兆円(同5.9%の増加)に達しております(平成21年4月付法務省プレスリリース「債権回収会社(サービサー)の業務状況について(概要)」)。

しかし、サブプライム問題に端を発した世界的な金融市場の混乱、景気後退などの影響による金融機関等の体力低下から金融機関等による不良債権処理が鈍化し、不良債権流動化市場が停滞・収縮する可能性があります。不良債権の流動化市場の停滞・収縮は、債権管理回収業務をコアビジネスとする当社グループの収益の減少につながり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 債権の買取について

サービサー法によれば、債権管理回収業は法務大臣の許可を受けた株式会社でなければ営むことができないとされていますが、平成20年12月末時点における債権管理回収業の営業会社数は102社となっており(平成21年4月付法務省プレスリリース「債権回収会社(サービサー)の業務状況について(概要)」)、その競争は激しくなっております。当社は特定金銭債権の種類ごとに区分された独自のプライシング基準の見直しやデューデリジェンスの精度の向上等に努めておりますが、当社グループが常に特定金銭債権の買取において競争力を維持することができる保証はなく、特定金銭債権を買取ることができない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、競争の激化により、今後特定金銭債権の買取価格の水準が高騰したり、受託手数料が低下した場合には債権回収による利益率が下落し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 回収期間の長期化

当社は、債務者の状況や事情を勘案し、助言及び返済条件の変更等のコンサルティングを行った上で、債務者との間で個別の和解契約を締結し、当該契約に基づき一括又は分割返済による支払を受け又は法的手続きを実行するなどして、特定金銭債権の管理及び回収を行っております。しかし、近年、金融機関等から売却される債権につきましては、債務を再建可能な金額にまで減額して再建を図り、残債権を営業キャッシュ・フローを原資に回収するなどの、いわゆる企業再生型の回収方法を要する債権の比率が高まっております。このような債権は、民事再生法上の再生スキーム等で定められる再生期間によって回収期間が左右されるため、従来に比べて回収期間が長期化する懸念があります。また、急激な景気後退により既存債権が不良化し、回収期間が長期化する可能性があります。当社は、回収方法及び回収期間をも考慮にいたしたプライシング基準を適用することにより対処していく所存ですが、今後、かかる傾向に拍車がかかる場合には、買取債権の投資効率が悪化し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 不動産市況及び流動性について

世界的な金融市場の混乱、景気後退などの影響により不動産市況は著しく低迷し流動性は低下しております。当社は、債権管理回収業において不動産担保付債権を取扱っており、また、連結子会社の有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツは、当社業務に関連して不動産事業を行っていることから、このような市場環境が長期化した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

2 法的規制について

(1) 債権管理回収業に関する特別措置法の概要

許可

債権管理回収業は、法務大臣の許可を受けた株式会社でなければ営むことができません。当社はかかる許可を平成13年10月25日に取得しています(許可番号第58号)。今後、当社が債権管理回収業に関し、著しく不当な行為をした場合等には、サービサー法第24条に基づき業務停止命令あるいは許可取消処分を受け、債権管理回収業を営むことができなくなるため、当社グループの業績に影響が及ぶ可能性があります。

また、許可基準はサービサー法に規定されておりますが、今後、許可基準が緩和されたことにより、債権回収会社の数が急激に増加し、当社の特定金銭債権の買取・回収業務件数が減少した場合には、当社グループの営業収益及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

業務の範囲

当社は、サービサー法の適用を受けており、原則として債権管理回収業及びその附随業務以外の業務を営むことができません。当社がそれ以外の業務を営むためには法務大臣から兼業についての承認を受ける必要がありますが、今後当社が事業範囲の拡大を意図しても法務大臣の兼業承認がなされるか否かは不確定であり、法務大臣の承認が受けられない場合には、事業範囲を拡大することができず、当社グループの事業の遂行及び業績に影響が及び可能性があります。

なお、当社は、現在、古物営業、貸金業、不動産関連事業（債権処理及び再生業務に関連するもの）、投資業、コンサルティング業、事務代行業について兼業承認を受けております。

その他の規制

サービサー法は、債権回収会社に対して、特定金銭債権の弁済を受けた際の受取証書の交付義務、債権証書の返還義務等、業務上遵守しなければならない事項を定めています。今後の同法等の改正により、新たな規制が設けられた場合には、当社グループの業務遂行及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、債権回収会社は、事業報告書の提出、監査・立入検査等を通じて、法務大臣の監督を受けており、法務大臣は債権回収業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、債権回収会社に対して業務の改善を命じることができます。当社は、サービサー法、その他関連諸法令等を遵守して業務を遂行しており、これまで業務改善命令を受けたことはありませんが、今後何らかの事情により業務の改善を命じられた場合には、当社グループの業務遂行に支障が生じ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 古物営業法

当社グループが取得するリース債権又は割賦債権に動産担保権が設定されている場合、当社は当該担保権の目的たる動産を廃棄処分するか、又はこれを転売することがあり得ますが、このような古物の売買等を営業として行う場合には、古物営業法に基づき都道府県公安委員会の許可を受けることが必要です。このため、当社は、東京都公安委員会より古物商の許可を取得しており（許可番号東京都公安委員会第301020308468号）、サービサー法に基づく兼業承認を受けておりますが、今後何らかの理由により営業の停止命令あるいは許可取消処分を受けた場合等には、当社グループの事業遂行及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 宅地建物取引業法

債権回収会社が特定金銭債権の担保権を実行し、競売手続により債権回収を行うことは債権管理回収業に含まれるため、宅地建物取引業法の適用は受けません。しかし当社は、債権管理回収業に附随して、特定金銭債権に関する担保不動産の売買、交換若しくは賃借又はその代理若しくは媒介を行う業務を営んでおり、かかる業務を営むには宅地建物取引業法に基づき国土交通大臣又は都道府県知事の免許が必要です。当社は同免許を平成15年9月5日に取得しており（免許証番号東京都知事(2)第82273号）、サービサー法に基づく兼業承認を受けておりますが、何らかの理由により業務停止処分あるいは免許取消処分を受けた場合等には、当社グループの事業遂行及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、連結子会社の有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツは、当社業務に関連して不動産の売買、賃貸借及びその仲介等の業務を行うため、宅地建物取引業免許を取得しております（免許証番号東京都知事(1)第83405号）。

(4) 共同買取に関する法規制

当社グループは、自ら又は他の投資会社と共同して特定金銭債権の共同買取業務を行っております。当社グループは共同買取業務を行うに当たって、以下の法律の制約を受ける可能性があります。

不動産特定共同事業法・宅地建物取引業法

当社グループが現在行っている共同買取業務においては、債権買取ピークル(商法に規定される匿名組合)は不動産の自己競落(競売を申し立てた債権者が自分で落札すること)して第三者に売却する場合がありますため、不動産特定共同事業法及び宅地建物取引業法の適用を受ける可能性があります。

貸金業法(当社に関して)

共同買取業務を行うに際して、当社が当社の子会社ではない会社に対して資金の貸付を行う場合には貸金業の規制等に関する法律の適用を受ける可能性があります。当社は、今後の共同買取業務において、債権買取ピークルに対して柔軟に資金貸付を行うことを目的として、東京都に貸金業の登録をしており(登録番号東京都知事(2)第28639号)、同業務につきサービス法に基づく兼業承認を受けております。

貸金業法(子会社及び関連会社に関して)

連結子会社の有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツは、不動産業務に関連して金銭の貸借の媒介を行う場合がありますため、東京都に貸金業の登録をしております(登録番号東京都知事(1)第30365号)。

また、債権買取ピークルが債権回収に当たって、支払期限、利率、支払方法等の変更を行う場合には貸金業の規制等に関する法律の適用を受ける可能性があります。持分法適用関連会社の有限会社シー・エヌ・ツーは上記の方法により債権回収を行う場合がありますため、東京都に貸金業の登録をしております(登録番号東京都知事(2)第29418号)。

3 現在の事業体制に関するリスク

(1) 社歴が浅いことについて

当社は平成13年7月に設立された社歴の浅い会社であります。また、法務大臣の許可を取得して本格的な活動を開始したのは平成13年10月であります。

そのため、期間ごとの業績について比較を行うために必要な財務情報が十分に得られず、過年度の経営成績だけでは今後の当社グループの業績見通しを推察する材料としては不十分な面があります。

(2) 小規模組織であることについて

平成21年3月末現在における当社組織を構成する人員は、役員14名(取締役11名、監査役3名)及び従業員50名(当社グループ外への出向者、臨時従業員、派遣社員を除き当社グループへの出向者を含む)と小規模であり、内部管理体制もこのような小規模な体制に応じたものとなっております。

今後は、当社グループ事業を取り巻く環境を勘案しながら適正な人員数を維持する方針であります。何らかの理由により突発的な人材の流出等が発生し、代替要員の不在ひいては事務引継手続の遅延等が生じた場合には、当社グループの業務遂行に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 借入金依存度が高いことについて

資金調達

当社は、営業キャッシュ・フローを補うため、金融機関等からの有利子負債による調達などを行なってまいりました。平成21年3月末現在の総資産有利子負債比率は87.4%になっており、借入金への依存が相当高い状況にあります。今後も借入金依存度は高い水準で推移することが予想されることから、金融市場の信用収縮が更に長期化し金融機関からの借入が実施できない場合には、債権の買取が実施できず、当社グループの事業に影響があることが懸念されます。

調達金利

上記のとおり、当社は借入に依存する度合いが高いため、今後、経済情勢の変動により金利が急激に上昇した場合には支払利息が収益を圧迫し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4) 優秀な人材の確保について

当社における金融機関等に向けた特定金銭債権の買取営業、債権のプライシング、債権回収業務等の業務については、これらの業務に関する高度な知識、スキル及び経験を要するものであるため、このような能力を有する優秀な人材を確保することが当社グループの事業を維持、成長させるために必要であり、当社グループの経営の重要な課題と認識しております。

しかしながら、当社の求める人材が十分に確保できない場合には、当社グループの事業推進に影響が出る可能性があるとともに、業績にも影響を与える可能性があります。

(5) 内部管理体制について

当社の内部管理体制は、企業規模に応じたものとなっております。今後は、特定の人員に過度に依存しないよう、優秀な人材の確保や育成により経営体制を整備し、全般的経営リスクの軽減に努めるとともに、内部管理体制も強化・充実させていく予定であります。

しかしながら、事業の拡大や人員の増強に対して、適切かつ十分な組織の整備等ができるか否かは不確実であり、これらが不十分な場合は、当社グループの業務遂行に影響を及ぼす可能性があります。

4 顧客情報について

当社は、債権管理回収業の遂行上、債務者たる顧客に関する情報を保有しており、個人情報保護法に規定される個人情報取扱事業者であります。当社におきましては、個人情報保護方針及び個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムを策定し、個人情報の保護管理に関する規程等の整備、顧客情報への閲覧権者を制限する債権管理システムの導入、また、個人情報を取扱う従業員等に対して個人情報保護に必要な教育、監督を徹底し、顧客の個人情報や取引内容等が漏洩することのないように留意しております。

しかしながら、不正行為によるシステム侵入や当社担当者の過誤等の不測の事態により顧客情報が外部へ流出し、当社の管理責任が問われた場合、当社グループの信用が低下し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

5 取締役弁護士について

サービサー法上、債権回収会社においては、少なくとも1名の弁護士を業務に従事する取締役とすることが要求されています。当社は、取締役弁護士として弁護士豊嶋秀直氏を選任しておりますが、同氏が何らかの理由により、当社の取締役としての業務を行うことが困難となり、後任の弁護士たる取締役が速やかに選任されない場合には、当社の債権管理回収業務の遂行に影響を及ぼす可能性があります。

6 ストックオプションの付与について

当社は、当社の業務に従事する者の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、また優秀な人材を確保することを目的に、ストックオプション制度を採用しており、旧商法並びに会社法に基づいて、新株予約権(ストックオプション)を付与しております。

平成21年3月末現在において、当社の取締役、監査役及び従業員に対して付与された新株予約権の目的たる株式の総数は4,930株であり、当該株式の総数は、平成21年3月末日現在の発行済株式総数1,712,440株の0.3%に相当しております。

これらの新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化し、当社株価形成に影響を与える可能性があります。また当社は今後も優秀な人材確保のために、ストックオプションのようなインセンティブプランを継続して実施していくことを検討しており、今後も新たに新株予約権を付与する可能性があります。

7 資金調達に係る財務制限条項について

当社の資金調達に係る特定のシンジケートローン1契約には、財務制限条項が付されており、当該条項に抵触し期限の利益喪失請求が行われた場合には、資金繰りの悪化により当社グループの業務遂行に影響を及ぼす可能性があります。当該条項は、利益条項、純資産条項であり、当社は当連結会計年度末において、この財務制限条項に抵触しておりますが、当該借入には借入額を上回る評価額の不動産が担保に供されていることから、満期日までの期限の利益喪失請求の猶予を得ております。なお、当連結会計年度末の当該借入金残高は650百万円であり、満期日は平成21年9月30日であります。

8 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループの事業環境におきましては、金融市場の信用収縮の長期化、不動産市況の著しい低迷及び流動性の低下等の影響から、資金調達環境が悪化しており、また、債権管理回収業務のうち特に不動産担保付債権の回収並びに不動産業務が低迷するなど、極めて厳しい状況が続いており、当連結会計年度において重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上していることから、当連結会計年度末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当連結会計年度においては、上記を解消する対応策を実施することにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるまでには至っていないと判断しておりますが、対応策が実施できない場合、継続企業の前提に関する重要な疑義について影響を及ぼす可能性があります。

(1) 財務基盤の安定化

日本振興銀行(株)、中小企業保証機構(株)及び中小企業債権回収機構(株)から全面的な資金支援を受けており、今後においても支援を継続する同意を得ております。

(2) 当期純利益の計上

これまで培ってきた債権管理回収業務に関するノウハウを十分に生かし、債権回収受託業務等の拡大を図り、自己投資による収益とフィービジネスによる収益のバランスの取れた業務運営を推進し、資金効率を高めた収益構造への転換を図り、当社グループの規模に見合った人員によるスリムな組織体制を構築し、固定費の圧縮による経費削減を行うことによって当期純利益の確保を目指します。

(3) 純資産の増強

後発事象に記載のとおり、平成21年5月13日開催の取締役会において中小企業保証機構(株)を引受先として2,000百万円の優先出資の発行を行うことを決議しております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針

債権回収原価の計上基準について

債権回収原価の計上について当社グループは、債権の返済条件によって償却原価法と回収原価法の両方法を適用しております。

償却原価法とは、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 平成12年1月31日 会計制度委員会第14号）のとおり、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローの合計額と取得原価との差額について実効利子率を求め、この実効利子率に基づいて債務者からの入金額を元本の回収と利益とに区分する方法であります。当社グループは、将来キャッシュ・フローが合理的かつ計画的に見積れる債権について会社所定のルールに基づき償却原価法により処理しております。

一方、回収原価法とは、債務者からの回収額を優先して元本（当社の買取金額）に充当し、回収額が元本を超過した部分を利益として認識する方法であります。回収原価法を採用する場合は、債務者からの一括弁済、破産債権等の配当金による回収、譲渡通知等の通知による顧客の任意支払、法的執行による回収、第三者からの任意支払の場合等があげられ、これらはいずれも見積りキャッシュ・フローを合理的かつ計画的に見積ることができないため、償却原価法が適用できませんので回収原価法を採用しております。また、償却原価法を適用していた債権について、当社との和解内容による弁済に遅れが生じ、会社所定の期限以内に遅延分の弁済を受け、その後、和解内容どおりの弁済を受けられない場合には、回収原価法に切り替えることとしております。

貸倒引当金の計上基準について

当社グループが主として取扱う債権は、譲渡元金融機関において不良化したとして認識された債権であります。当社グループは、債権のリスクとリターンを分析し、期待収益率に基づいた将来キャッシュ・フローをディスカウントした債権価格（投資現在価値）で当該債権を買取っており、既に当社グループとして回収可能性を反映したもとの買取債権価額となっているため、一般的な債権に対する貸倒引当金と同様に、各決算期の買取債権残高に対して貸倒引当金を計上しております。具体的には、貸倒実績率により計上する一般引当金と、債権買取からの経過期間及び債務者の財務状況等を勘案し個別に回収不能見込額を計上する個別引当金からなっております。

(2) 財政状態の分析

当連結会計年度末の資産合計は、36,709百万円（前連結会計年度末比35.3%減）であり、このうち買取債権は20,088百万円（同30.1%減）、これに伴う貸倒引当金は3,530百万円（同1.6%増）となりました。また、買取不動産は12,932百万円（同32.5%減）となりました。

負債合計は33,007百万円（前連結会計年度末比28.5%減）であり、このうちの主なものは、社債、長期借入金及び短期借入金の有利子負債32,078百万円（同25.5%減）であり、総資産有利子負債比率は87.4%となりました。

資本金及び資本準備金が、第三者割当増資により、それぞれ300百万円増加したものの、利益剰余金が、当期純損失の計上により8,856百万円減少したことから、株主資本は689百万円（前連結会計年度末比92.3%減）となりました。また、新株予約権70百万円（同30.7%減）、少数株主持分2,941百万円（同92.1%増）を合わせて純資産額は3,701百万円（同64.9%減）となりました。なお、自己資本比率は1.9%となり前連結会計年度に比べ13.9ポイント減少いたしました。

買取債権

買取債権につきましては20,088百万円（前連結会計年度末比30.1%減）となりました。これは、当期買取による増加額が72百万円（前連結会計年度は12,334百万円の増加）、回収及び貸倒れによる減少額がそれぞれ6,168百万円（同12,904百万円の減少）、2,150百万円（同1,373百万円の減少）、その他の減少額が415百万円（同813百万円の減少）となった結果であります。

買取した債権からの買取債権回収高が当社グループの利益の源泉であり、その多寡により業績は大きく左右されることとなる為、今後につきましても金融機関等の開拓及び取引を拡大、良質債権の選定と効果的な買取をし、更なる買取債権の増加を目指してまいります。

貸倒引当金

買取債権に伴う貸倒引当金につきましては、3,530百万円（前連結会計年度末比1.6%増）となりました。これは、一般引当金については116百万円（同36.7%減）、個別引当金は3,414百万円（同3.8%増）となった結果であります。当社グループは、会社所定の貸倒引当金計上基準の採用により、健全な財務体質の構築に努めております。

有利子負債

有利子負債につきましては、短期借入金が22,897百万円（前連結会計年度末比34.6%増）、長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）が8,431百万円（同66.5%減）、また社債（1年内償還予定社債を含む）が750百万円（同14.8%増）となり、有利子負債合計額は32,078百万円（同25.5%減）、総資産有利子負債比率は87.4%となりました。当社グループは借入金依存度が高い状況であるため、今後も調達手段の多様化や取引先との条件改善交渉等により安定した資金の確保に努めてまいります。

(3) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ236百万円増加し、1,855百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローでは、7,429百万円の資金の増加となりました（前連結会計年度は144百万円の減少）。これは、主に税金等調整前当期純損失が7,294百万円（前連結会計年度比10,384百万円減）、法人税等の支払額が1,551百万円（同780百万円減）となったものの、買取不動産評価損が3,395百万円、買取債権に係る資金の純増額が6,095百万円（前連結会計年度は570百万円の純増）及び、買取不動産に係る資金の純増額が、3,228百万円（同220百万円の純減）となったことによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローでは、1,706百万円の資金の増加となりました（前連結会計年度は3,553百万円の増加）。これは、主に投資有価証券に係る資金の純増額が1,578百万円（同3,726百万円の純増）と償還による収入が取得による支出を上回ったことによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローでは、8,898百万円の資金の減少となりました（前連結会計年度は7,178百万円の減少）。これは、主に短期借入金の純増額が5,847百万円（前連結会計年度2,843百万円の純増）となったものの、長期借入金の純減額16,755百万円（同10,180百万円の純減）と有利子負債の圧縮がすすんだことによるものであります。

(4) 経営成績の分析

営業収益

資金調達環境の悪化に伴い債権買取を抑制していることから回収高が伸長しなかったこと及び不動産担保付債権の回収高の低下等により、買取債権回収高は8,485百万円（前連結会計年度比54.8%減）、不動産の流動性低下による物件売却の遅延から不動産売上高は3,365百万円（同22.2%減）となり、その他の収益1,760百万円（同62.9%減）を合わせ、合計では13,610百万円（同51.1%減）となりました。

営業費用

買取債権回収高に伴う債権買取原価6,168百万円（同52.2%減）、不動産市況の著しい低迷を受け買取不動産評価損3,395百万円を計上したことから、同評価損を含む不動産売上原価6,719百万円（同40.5%増）となり、その他の原価236百万円（同91.5%増）を合わせ、合計では13,125百万円（同26.3%減）となりました。この結果、営業総利益は485百万円（同95.2%減）となりました。

販売費及び一般管理費

主に給料手当458百万円（同29.1%減）、買取債権に伴う貸倒関連費用2,212百万円（同0.9%増）等を計上し、合計4,491百万円（同13.1%減）となりました。この結果、営業損失は4,006百万円（前連結会計年度は営業利益4,875百万円）となりました。

営業外収益及び営業外費用

営業外収益は、91百万円(前連結会計年度比126.1%増)となり、営業外費用につきましては、主に資金調達に伴う支払利息2,403百万円(同91.0%増)等により、合計で2,814百万円(同68.5%増)となりました。この結果、経常損失は 6,729百万円(前連結会計年度は経常利益3,245百万円)となりました。

特別利益及び特別損失

特別利益31百万円(前連結会計年度比161.4%増)、投資有価証券評価損531百万円を含む特別損失596百万円(同256.4%増)、繰延税金資産の全額取り崩しによる法人税等調整額(損失)1,666百万円を含む法人税等関連費用1,693百万円(同1.6%減)、少数株主利益 132百万円の計上により、当期純損失は8,856百万円(前連結会計年度は当期純利益1,258百万円)となりました。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループの事業環境におきましては、金融市場の信用収縮の長期化、不動産市況の著しい低迷及び流動性の低下等の影響から、資金調達環境が悪化しており、また、債権管理回収業務のうち特に不動産担保付債権の回収並びに不動産業務が低迷するなど、極めて厳しい状況が続いており、当連結会計年度において重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上していることから、当連結会計年度末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、上記を解消する対応策を実施することにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるまでには至っておりません。

(1) 財務基盤の安定化

日本振興銀行(株)、中小企業保証機構(株)及び中小企業債権回収機構(株)から全面的な資金支援を受けており、今後においても支援を継続する同意を得ております。

(2) 当期純利益の計上

これまで培ってきた債権管理回収業務に関するノウハウを十分に生かし、債権回収受託業務等の拡大を図り、自己投資による収益とフィービジネスによる収益のバランスの取れた業務運営を推進し、資金効率を高めた収益構造への転換を図り、当社グループの規模に見合った人員によるスリムな組織体制を構築し、固定費の圧縮による経費削減を行うことにより、当期純利益の確保を目指します。

(3) 純資産の増強

後発事象に記載のとおり、平成21年5月13日開催の取締役会において中小企業保証機構(株)を引受先として2,000百万円の優先出資の発行を行うことを決議しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における記載すべき重要な設備投資等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける重要な設備は、次のとおりであります。

提出会社

平成21年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(単位：百万円)			従業員数 (名)
		建物	器具備品	合計	
本社 (東京都新宿区)	業務施設	13	4	18	45(2)

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
 2 本社物件は、賃借物件であり、床面積は1,057.51㎡、年間賃借料は119百万円(共益費含む。)であります。
 3 従業員は就業人員数であり、臨時従業員の年間平均雇用人員数を()内に外数で記載しております。
 4 上記の他、リース設備の主なものとして、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	台数	リース期間	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
本社 (東京都新宿区)	債権回収業務システム及びソフトウェア等	一式	4～5年	16	16

3 【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設・除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,200,000
計	3,200,000

(注) 平成21年6月26日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より次のとおりとなりました。

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,200,000
第1回第一種優先株式	20,000
第2回第一種優先株式	10,000
第3回第一種優先株式	10,000
計	3,240,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,712,440	1,712,440	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度を導入していないため、単元株式数はありません。
第1回第一種 優先株式		20,000		(注)3
計	1,712,440	1,732,440		

- (注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
2. 「提出日現在発行数」には平成21年6月29日までに払込のあった第1回第一種優先株式20,000株が含まれております。
3. 第1回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 単元株制度を導入していないため、単元株式数はありません。

(2) 優先配当金

第1回第一種優先配当金（期末配当）

当社は、毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当（以下「期末配当」という。）をするときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回第一種優先株式を有する株主（以下「第1回第一種優先株主」という。）又は第1回第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第1回第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき8,000円の金銭による剰余金の配当（以下「第1回第一種優先配当金」という。）（但し、平成22年3月31日を基準日とする第1回第一種優先配当金の額は6,049円とする。）を行う。但し、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

累積条項

ある事業年度において第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して支払う第1回第一種優先株式1株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払第1回第一種優先配当金の配当を除く。）が、第1回第一種優先配当金に達しないときは、その不足額（以下「未払第1回第一種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払第1回第一種優先配当金（以下「累積未払第1回第一種優先配当金」という。）を、当該翌事業年度以降の第1回第一種優先配当金（第1回第一種優先期中配当金を含む。）及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、これを第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して支払う。

非参加条項

第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対しては、第1回第一種優先配当金（累積未払第1回第一種優先配当金の配当を除く。）を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(3) 第1回第一種優先期中配当金

当社は、毎年3月31日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき、1年当たり8,000円を基準として、当該期中配当基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間で月割計算（但し、1ヶ月未満の期間については年365日の日割計算）により算出される金額（1円未満を切り捨てる。）を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「第1回第一種優先期中配当金」という。）（但し、平成22年3月30日までの間を期中配当基準日とする第1回第一種優先期中配当金の額の算出は、「当該期中配当基準日が属する事業年度の初日」を「払込期日」と読み替えて行うものとする。）を行う。但し、当該期中配当の基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本項に定める第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

(4) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1回第一種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として100,000円に当該残余財産を分配する日における累積未払第1回第一種優先配当金の合計額を加えた額を支払う。

第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(5) 議決権

第1回第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回第一種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

当社は、第1回第一種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(7) 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成24年4月1日以降で当社取締役会が別途定める日（以下、本項において、「取得日」という。）をもって、第1回第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得する場合は、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。

この場合の第1回第一種優先株式1株当たりの取得価額は、100,000円に、取得日における当該第1回第一種優先株式の累積未払第1回第一種優先配当金の合計額及び8,000円に取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数を乗じて365で除した額（1円未満を切り捨てる。）（但し、当該事業年度において第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。）を加えた額とする。

(8) 金銭を対価とする取得請求権

第1回第一種優先株主は、当社に対し、平成28年6月30日以降、30日以上前の事前の通知を行うことにより、第1回第一種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。この場合、当社は、当該請求の効力が生ずる日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、第1回第一種優先株式の全部又は一部の取得を行うものとする（以下、本項において、当該取得を行う日を「取得日」という。）。但し、分配可能額を超えて第1回第一種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき第1回第一種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

この場合の第1回第一種優先株式1株当たりの取得価額は、100,000円に、取得日における当該第1回第一種優先株式の累積未払第1回第一種優先配当金の合計額及び8,000円に取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数を乗じて365で除した額（1円未満を切り捨てる。）（但し、当該事業年度において第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。）を加えた額とする。

(9) 優先順位

第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の剰余金の配当（当社定款第8条の2第2項に規定する累積条項に基づくものを含む。）の支払順位は、全て同順位とする。また、第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の残余財産の分配順位は、同順位とする。

(10) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第332条第2項に関する定めをしておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成17年6月21日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	350個(注)3	310個(注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を導入していない ため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,400株(注)1,3,4	1,240株(注)1,3,4
新株予約権の行使時の払込金額	45,881円(注)2,4	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成22年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 45,881円 資本組入額 22,941円	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者は権利行使時において、当社が認める事由ある場合を除き、当社の取締役、監査役、従業員及び顧問、当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と被付与者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の決議を要する。	
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、4株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整の結果生ずる1株に満たない端数については切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

2 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分が行なわれる場合(新株予約権の行使により新株式の発行が行なわれる場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職・権利放棄等により権利を喪失した数を控除しております。

4 平成17年11月21日付の株式分割(1:2)及び、平成18年4月1日付の株式分割(1:2)により、各数値の調整を行っております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年8月7日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	1,150個	1,150個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を導入していない ため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,150株(注)1	1,150株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	59,955円(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～ 平成23年8月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 59,955円 資本組入額 29,978円	同左
新株予約権の行使の条件	当社取締役 権利行使時において、原則として、当社取締役の地位を 有していることを要する。 当社執行役員 権利行使時において、原則として、当社及び当社の子会 社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員の地位を有 していることを要する。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分を認めない。	
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整の結果生ずる1株に満たない端数については切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

2 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分が行なわれる場合(新株予約権の行使により新株式の発行が行なわれる場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 組織再編成時の取扱い

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下、「組織再編成行為」という。）をする場合においては、組織再編成行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる株式の数
組織再編成行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編成行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。
- (7) 新株予約権の取得承認
譲渡による当該新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要する。

4 新株予約権の取得条項

- (1) 新株予約権者が、新株予約権を取得した後権利行使をする前に、新株予約権の行使条件により本件新株予約権を行使できなくなった場合は、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書並びに株式移転計画書が当社株主総会で承認されたときは、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得できるものとする。

平成18年8月7日取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	2,380個	2,300個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を導入していない ため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数	2,380株(注)1	2,300株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	51,960円(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～ 平成23年8月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 51,960円 資本組入額 25,980円	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時において、原則として、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員の地位を有していることを要する。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分を認めない。	
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に に関する事項	(注)3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整の結果生ずる1株に満たない端数については切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

2 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分が行なわれる場合(新株予約権の行使により新株式の発行が行なわれる場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 組織再編成時の取扱い

当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下、「組織再編成行為」という。)をする場合においては、組織再編成行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。
 - (2) 新株予約権の目的となる株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的となる株式の数
組織再編成行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編成行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
 - (5) 新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(ただし、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。
 - (7) 新株予約権の取得承認
譲渡による当該新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要する。
- 4 新株予約権の取得条項
- (1) 新株予約権者が、新株予約権を取得した後権利行使をする前に、新株予約権の行使条件により本件新株予約権を行使できなくなった場合は、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。
 - (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書並びに株式移転計画書が当社株主総会で承認されたときは、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得できるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成16年6月1日(注)1	11,130	22,260		762		262
平成16年9月16日(注)2	2,500	24,760	903	1,665	1,189	1,451
平成16年4月1日 ~ 平成16年12月19日(注)3	1,410	26,170	17	1,682	17	1,469
平成16年12月20日(注)4	104,680	130,850		1,682		1,469
平成16年12月21日 ~ 平成17年3月31日(注)5	850	131,700	2	1,684	2	1,471
平成17年5月20日(注)6	131,700	263,400		1,684		1,471
平成17年4月1日 ~ 平成17年11月20日(注)7	4,200	267,600	9	1,694	9	1,480
平成17年11月21日(注)8	267,600	535,200		1,694		1,480
平成17年11月22日 ~ 平成18年3月31日(注)9	1,200	536,400	0	1,695	0	1,481
平成18年4月1日(注)10	536,400	1,072,800		1,695		1,481
平成18年4月1日 ~ 平成19年3月31日(注)11	11,520	1,084,320	36	1,731	36	1,517
平成19年4月1日 ~ 平成20年3月31日(注)12	3,040	1,087,360	5	1,736	4	1,522
平成20年4月1日 ~ 平成21年3月31日(注)13	80	1,087,440	0	1,736	0	1,522
平成21年3月27日(注)14	625,000	1,712,440	300	2,036	300	1,822

(注) 1 株式分割(1:2)

2 有償一般募集(ブックビルディング方式)

発行価格900,000円 発行価額 837,000円

資本組入額361,250円

3 新株予約権の権利行使

4 株式分割(1:5)

5 新株予約権の権利行使

6 株式分割(1:2)

7 新株予約権の権利行使

8 株式分割(1:2)

9 新株予約権の権利行使

10 株式分割(1:2)

11 新株予約権の権利行使

12 新株予約権の権利行使

13 新株予約権の権利行使

14 第三者割当増資 発行価額960円 資本組入額480円

割当先 中小企業信販機構株式会社、株式会社インデックス・ホールディングス

なお、平成21年4月1日より、平成21年6月29日までの間に、第1回第一種優先株式の第三者割当により、発行済株式総数20,000株、資本金、資本準備金がそれぞれ1,000百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		3	12	48	19	5	7,941	8,028	
所有株式数(株)		54,887	4,347	1,380,554	28,728	504	243,420	1,712,440	
所有株式数の割合(%)		3.20	0.25	80.61	1.67	0.02	14.21	100.00	

(注) 証券保管振替機構名義の株式はありません。

(6) 【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
N I Sグループ株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目6-1 新宿エルタワー25階 (登記簿上の本店所在地 愛媛県松山市千舟町5丁目7番地6)	441,160	25.8
中小企業信販機構株式会社	東京都千代田区飯田橋1丁目3番7号	312,500	18.2
株式会社インデックス・ホールディングス	東京都世田谷区太子堂4丁目1番1号	312,500	18.2
中小企業投資機構株式会社	大阪市北区神山町1-3 新扇町ビル	152,270	8.9
中小企業保証機構株式会社	大阪市西区京町堀1丁目4番16号	152,270	8.9
日本振興銀行株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9-1	54,300	3.2
ゴールドマン・サックス・インターナショナル(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UNITED KINGDOM	10,406	0.6
寄岡 正一	東京都杉並区	8,440	0.5
合田 益己	東京都北区	6,913	0.4
寄岡 秀夫	愛媛県松山市	5,308	0.3
計		1,456,067	85.0

- (注) 1 中小企業信販機構株式会社は、平成21年3月27日に当社が第三者割当増資のため発行した株式を引き受けたことにより、主要株主となっております。
- 2 株式会社インデックス・ホールディングスは、平成21年3月27日に当社が第三者割当増資のため発行した株式を引き受けたことにより、主要株主となっております。
- 3 N I Sグループ株式会社は平成21年5月2日に東京本社を東京都中央区日本橋小伝馬町10番1号に移転しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,712,440	1,712,440	1(1) 発行済株式の「内容」欄に記載のとおりであります。
単元未満株式			
発行済株式総数	1,712,440		
総株主の議決権		1,712,440	

【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

平成13年改正旧商法第280条ノ20並びに第280条ノ21の規定に基づき平成17年6月21日定時株主総会終結後に在任する当社取締役、顧問、従業員、関係会社の取締役及び関係会社の従業員に対して新株予約権を付与することを平成17年6月21日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成17年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社顧問 6名 当社従業員 33名 関係会社の取締役 1名 関係会社の従業員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、平成18年8月7日の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成18年8月7日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社執行役員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、平成18年8月7日の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成18年8月7日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 80名 当社顧問 6名 関係会社の取締役 1名 関係会社の従業員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な政策として位置付け、利益の状況や将来の事業展開などを総合的に判断しながら配当による利益還元を行っていく方針であり、配当政策につきましてはグループ経営の成果指標である連結業績を重視し、連結当期純利益に対する配当性向30%を目途とすることとしております。

また、当社の剰余金配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としており、配当の決定機関については取締役会としております。

しかしながら当連結会計年度におきましては多額の純損失を計上したことから、当期及び次期の配当金につきましては見送ることとさせていただきます。今後につきましては早期の復配を実現すべく、経営改善を図り安定的に利益が計上できる収益構造を構築してまいります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	2,330,000 145,000	223,000 84,800	97,900	42,400	14,650
最低(円)	1,250,000 123,000	121,000 72,800	28,200	11,600	432

(注) 1 株価は、東京証券取引所市場(マザーズ)におけるものであります。

2 当社株式は、平成16年9月16日から東京証券取引所市場(マザーズ)に上場されております。それ以前については、該当事項はありません。

3 は株式分割権利落後の株価であります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	11月	12月	平成21年1月	2月	3月
最高(円)	3,380	2,600	1,530	1,480	1,250	1,571
最低(円)	1,850	1,270	1,072	1,188	432	810

(注) 株価は、東京証券取引所市場(マザーズ)におけるものであります。

5 【役員 の 状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	執行役員	合田 益己	昭和29年5月13日	昭和54年6月 平成12年10月 平成13年7月 平成14年6月 平成15年6月 平成16年1月 平成16年6月 平成17年7月 平成18年7月 平成18年8月 平成19年6月	株式会社日新商事(現NISグループ株式会社)入社 同社管理部長 当社取締役審査部長 取締役審査部長兼総務部長 取締役総務部長 常務取締役総務部長 常務取締役 常務取締役事業開発部長 常務取締役 常務取締役兼執行役員 代表取締役社長兼執行役員(現任)	(注) 4	6,913
代表取締役副社長	執行役員	蜂須賀 丈晴	昭和49年7月9日	平成15年3月 平成16年10月 平成17年6月 平成20年12月 平成21年2月	株式会社ジャスティス債権回収入社 アストライ債権回収株式会社入社 日本振興銀行株式会社入行 当社社長付部長 代表取締役副社長兼執行役員(現任)	(注) 4	
常務取締役	執行役員経営管理部長	山口 達也	昭和46年4月5日	平成6年4月 平成15年10月 平成16年3月 平成17年11月 平成18年8月 平成19年6月	株式会社ニッシン(現NISグループ株式会社)入社 同社経営企画部副部長 当社経営企画部長 経営企画部長兼総務部長 執行役員経営管理部長 常務取締役兼執行役員経営管理部長(現任)	(注) 4	2,165
常務取締役	執行役員投資事業部長	森 泉 浩一	昭和42年4月3日	平成15年11月 平成17年2月 平成17年7月 平成17年9月 平成18年8月 平成19年6月 平成19年12月 平成21年6月	株式会社グラックス・アンド・アソシエイツ取締役 当社アセットマネジメント部副部長 アセットマネジメント部長付部長 アセットマネジメント部長 執行役員アセットマネジメント部長 取締役兼執行役員アセットマネジメント部長 取締役兼執行役員投資事業部長 常務取締役兼執行役員投資事業部長(現任)	(注) 4	237
取締役	執行役員	豊 嶋 秀直	昭和14年3月30日	昭和40年4月 昭和63年12月 平成5年7月 平成9年12月 平成12年11月 平成13年10月 平成17年6月 平成18年8月	東京地方検察庁検事 東京高等検察庁検事 最高検察庁検事 公安調査庁長官 福岡高等検察庁検事長 弁護士登録(東京弁護士会) 当社取締役 取締役兼執行役員(現任)	(注) 1、4	259
取締役		清 水 克 敏	昭和29年4月9日	平成11年4月 平成14年10月 平成15年6月 平成16年1月 平成16年3月 平成17年9月 平成18年6月 平成18年8月 平成19年6月 平成21年1月 平成21年3月	株式会社リサ・パートナーズ取締役 株式会社エイマックス取締役 当社審査部長 取締役審査部長 取締役アセットマネジメント部長 取締役アセットマネジメント部担当 株式会社ニッシン(現NISグループ株式会社)取締役 当社取締役(現任) NISグループ株式会社常務取締役 中小企業不動産機構株式会社代表取締役(現任) SME不動産販売株式会社代表取締役(現任)	(注) 4	1,869
取締役		小 室 康 二	昭和47年10月29日	平成16年11月 平成18年6月 平成21年2月	ビジネス株式会社入社 日本振興銀行株式会社入行 当社取締役(現任)	(注) 2	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		寺崎 洋二	昭和22年11月12日	昭和46年4月 株式会社協和銀行（現株式会社リ そな銀行）入行 平成7年12月 株式会社小林洋行入社 平成9年12月 株式会社フジトミ入社 平成16年12月 株式会社アーバネットコーポレー ション入社 平成20年12月 中小企業人材機構株式会社入社 平成21年1月 中小企業不動産機構株式会社監査 役（現任） 平成21年2月 当社取締役（現任） 平成21年3月 SME不動産販売株式会社監査役（現 任） 平成21年3月 株式会社ベンチャー・リンク社外 監査役（現任）	(注) 2	
取締役		今村 和夫	昭和40年7月6日	平成18年4月 日本振興銀行株式会社入行 平成21年1月 中小企業債権回収機構株式会社入 社 平成21年2月 当社取締役（現任）	(注) 2	
取締役		丸山 宏幸	昭和39年11月18日	昭和63年4月 和光証券株式会社（現新光証券株 式会社）入社 平成18年1月 日本振興銀行株式会社入行 平成21年1月 中小企業債権回収機構株式会社入 社 平成21年2月 当社取締役（現任）	(注) 2	
取締役		安田 兼人	昭和36年2月18日	平成19年1月 日本振興銀行株式会社入行 平成21年1月 中小企業債権回収機構株式会社入 社 平成21年2月 当社取締役（現任）	(注) 2	
監査役 (常勤)		白石 幸雄	昭和19年9月6日	昭和39年10月 東邦生命保険相互会社入社（現AIG エジソン生命保険株式会社） 平成17年3月 当社内部監査担当 平成17年11月 当社内部監査部長 平成19年2月 当社事務企画部長付部長 平成19年12月 当社事務管理部長 平成21年2月 当社監査役（現任）	(注) 5	108
監査役		山田 啓之	昭和39年10月20日	平成8年8月 税理士登録 平成12年3月 株式会社ジーピージー代表取締役 （現任） 平成12年6月 株式会社シープロド監査役（現任） 平成12年11月 エイジックス株式会社代表取締役 （現任） 平成13年7月 当社監査役（現任）	(注) 3、6	1,687
監査役		出元 英伸	昭和22年12月25日	昭和46年4月 住友信託銀行株式会社入行 平成17年6月 株式会社IDXテクノロジーズ取締役 平成19年4月 岸コンサルティング事務所株式会 社入社 平成19年9月 株式会社ザ・アール入社 平成20年3月 ヒューマンアソシエイツ株式会 社入社 平成21年2月 中小企業人材機構株式会社入社 平成21年3月 中小企業信用機構株式会社監査役 （現任） 平成21年5月 マルマン株式会社社外監査役 （現任） 平成21年6月 当社監査役（現任）	(注) 3、6	
計						13,238

- (注) 1 取締役豊嶋秀直は、「債権管理回収業に関する特別措置法」第5条第4項に定める取締役弁護士であります。
2 取締役小室康二、寺崎洋二、今村和夫、丸山宏幸、安田兼人の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3 監査役山田啓之及び出元英伸の両名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4 取締役の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5 監査役白石幸雄の任期は、平成21年2月開催の臨時株主総会終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6 監査役山田啓之及び出元英伸両名の任期は、それぞれ平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

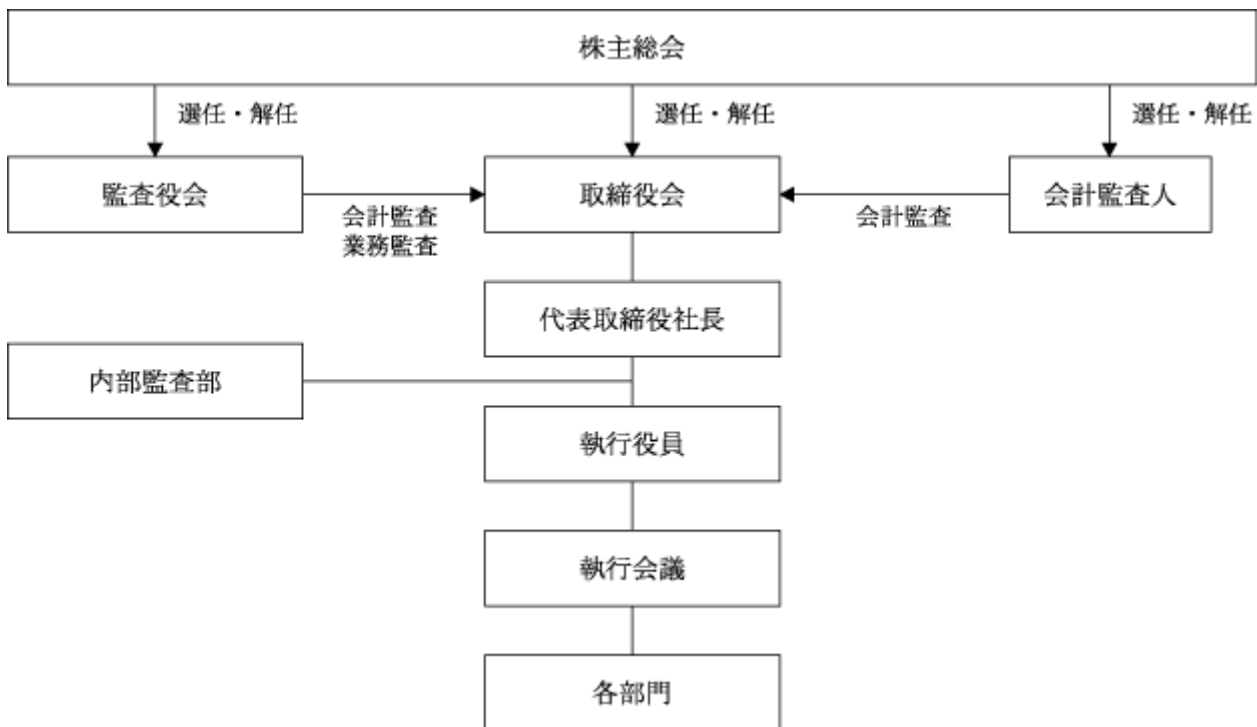
当社は、経営の透明性と健全性を高め、責任の明確化を図ることにより、コンプライアンス体制を確保・強化し、ステークホルダー（株主、顧客、取引先、従業員等）の利益を極大化していくことを経営の最重要課題のひとつとして位置付けており、機能的かつ効果的なコーポレート・ガバナンス体制を目指し、取締役会・監査役会等の経営機構の充実に取り組んでおります。

会社の企業統治に関する事項

(a) 会社の機関の内容

取締役会は、平成21年6月29日現在、11名で構成されており、11名中5名が社外取締役、他1名は「債権管理回収業に関する特別措置法」第5条第4項に定める取締役弁護士であります。取締役会は原則として月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営戦略の決定、重要事項の付議のほか、業績の進捗状況、業務の執行状況が報告されており、監査役も出席し、経営全般及び個別案件に関する客観的かつ公正な意見陳述を行っております。また、業務執行の効率化及び責任と権限の明確化を図るため、平成18年8月より執行役員制度を導入し、平成21年6月29日現在7名の執行役員（取締役兼務5名及び 管理部長、法務部長兼事務管理部長）を選任しております。なお、取締役会の定める基本方針に基づき経営上の個々の業務執行を決定する機関として執行会議を設定し、毎月1回開催しております。執行会議のメンバーは執行役員及び各部長で構成されており、常勤監査役もオブザーバーとして出席しております。

また、当社は監査役会設置会社であり、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行っております。



(b) 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し運用していくことが経営の重要課題と認識し、平成18年5月に取締役会において決議した「内部統制システムの整備に関する基本方針」に則り、内部統制システム及びリスク管理体制の構築・整備を進めております。

なお、当該基本方針に基づく、主な体制整備の状況は以下のとおりであります。

- ・ コンプライアンス体制におきましては、当社取締役弁護士1名が、経営の重要事項の決定、業務の進捗状況の確認・監督を行っております。また、当社の業務執行上、適用を受けるサービス法に関する確認は事務管理部及び法務部が担当しており、必要に応じて外部弁護士への確認を行っております。
- ・ リスク管理体制におきましては、経営管理部をリスク管理統括部門とし、関連部門と連携して当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理することとしております。また、開示を要する可能性のある重要事実（リスク）が発生した場合、経営管理部は当該情報の一元管理を行うとともに、適時開示の必要性、開示内容等について速やかに検討することとしております。
- ・ 情報管理体制におきましては、法令で作成・保管が義務づけられている情報及び文書の他、会社の重要な意思決定及び重要な業務執行に関する情報並びに文書等に関して、「文書管理規程」、「文書管理細則」に基づき適切に保存及び管理することとしております。
- ・ 当社グループの業務の適正確保に関する体制におきましては、経営管理部は、「関連会社管理規程」に基づきグループ管理を行い、内部監査部は、定期的にグループ会社の監査（業務監査・内部統制監査）を行うこととしております。

(c) 役員報酬の内容

役員報酬	81百万円
社内取締役を支払った報酬	50百万円
社外取締役を支払った報酬	百万円
社内監査役を支払った報酬	19百万円
社外監査役を支払った報酬	11百万円

- (注) 1. 社内取締役の報酬には、使用人兼務役員の使用人給与は含まれておりません。
2. 社内監査役及び社外監査役を支払った報酬には、平成21年2月27日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した、社内監査役2名及び社外監査役1名にかかる報酬が含まれております。
3. 社外取締役は無報酬であります。

(d) 責任限定契約の内容

当社は、社外取締役については平成16年6月18日開催の第3期定時株主総会、社外監査役については平成18年6月23日開催の第5期定時株主総会において、それぞれ定款を変更し、責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

・社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円又は法令の定める額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

・社外監査役の責任限定契約

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円又は法令の定める額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続

(a) 内部監査

内部監査は、内部監査部が担当しており、会社業務の適正な運営並びに財産の保全を図るとともに、不正過誤を防止し、業務効率の改善を図り、事業の健全な発展に努めております。

内部監査の手続きにつきましては、当社の定める「内部監査規程」に基づき、年度計画を立案し代表取締役社長の承認を得たうえで監査を実施しており、改善を要する事項については改善指示書を被監査部門長に通知し、改善措置を要請しております。なお、監査報告は代表取締役社長、監査役に書面にてなされるとともに、執行会議において報告されております。

(b) 監査役監査

当社の監査役は3名で構成されており、3名中2名が社外監査役であります。また、社外監査役の1名は税理士資格を有しております。

監査役会は原則として年12回開催しております。各監査役は監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会及び重要会議への出席のほか、財産の状況の調査等を通じ、取締役の意思決定及び業務執行に対する監査を行っております。

なお、監査役会に専任スタッフは置いておりませんが、必要に応じて内部監査部を中心とした関係各部門が監査役をサポートしております。

内部監査、監査役及び外部監査人の相互連携

内部監査専任者及び監査役は、外部監査人による会計監査に立会のうえ、適時意見交換するとともに、必要に応じ相互協議を行っております。

社外取締役及び社外監査役と会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係

社外監査役山田啓之は当社の株式を1,687株所有しております。社外監査役2名は、当社及び当社子会社とは一切の人的関係及び取引関係その他の特別な利害関係はありません。

会計監査人に関する事項

当社の会計監査人に関する事項については、以下のとおりであります。

公認会計士の氏名等	所属する監査法人名	継続監査年数
業務執行社員 高瀬 敬介	三優監査法人	1年
業務執行社員 山本 公太	三優監査法人	1年

監査業務に係る補助者につきましては、以下のとおりであります。

公認会計士	1名
その他	7名

(注) その他は、会計士補、公認会計士試験合格者、システム監査担当者であります。

取締役の定数及び取締役の選任要件の内容

当社の取締役の定数は、11名以内とする旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨を、同じく定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議について、株主総会の円滑な運営を目的として、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

株主総会決議につき取締役会で決議することができる事項の内容

- (a) 当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。
- (b) 当社は、監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。
- (c) 当社は、株主への機動的な利益還元を実施することを目的として、会社法454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。
- (d) 当社は、機動的な資本政策と株主への安定的な利益還元を実施することを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることとする旨を定款に定めております。
- (e) 当社は、機動的な資本調達により経営再建に向けた取組を一層推進することを目的として、会社法第199条及び第200条の規定により、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の募集事項の決定を、取締役会に委任することを定めております。

種類株式

当社は、自己資本増強を目的として、平成21年6月29日に中小企業保証機構株式会社を割当先とする、第1回第一種優先株式を発行いたしました。なお、第1回第一種優先株式は、議決権を有しておりません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社			18	
連結子会社				
計			18	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案した上定めております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)及び当連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)及び当事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,618	1,855
買取債権	² 28,750	² 20,088
その他の営業債権	-	2,004
買取不動産	² 19,145	² 12,932
繰延税金資産	1,571	-
その他	3,223	651
貸倒引当金	3,473	4,147
流動資産合計	50,835	33,385
固定資産		
有形固定資産		
建物	33	28
減価償却累計額	13	14
建物(純額)	20	13
工具、器具及び備品	16	14
減価償却累計額	9	10
工具、器具及び備品(純額)	7	4
有形固定資産合計	28	18
無形固定資産	12	17
投資その他の資産		
投資有価証券	¹ 5,107	¹ 2,908
関連会社長期貸付金	527	² 274
繰延税金資産	58	-
その他	164	117
貸倒引当金	16	12
投資その他の資産合計	5,841	3,287
固定資産合計	5,882	3,323
資産合計	56,717	36,709

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	2 17,014	2 22,897
1年内返済予定の長期借入金	2 15,796	2 5,724
1年内償還予定の社債	130	250
未払法人税等	1,806	6
役員賞与引当金	12	-
本社移転損失引当金	-	57
その他	1,261	864
流動負債合計	36,020	29,799
固定負債		
社債	750	500
長期借入金	2 9,391	2 2,707
その他	0	-
固定負債合計	10,141	3,207
負債合計	46,162	33,007
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,736	2,036
資本剰余金	1,522	1,822
利益剰余金	5,686	3,169
株主資本合計	8,945	689
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	23	-
繰延ヘッジ損益	0	-
評価・換算差額等合計	23	-
新株予約権	102	70
少数株主持分	1,531	2,941
純資産合計	10,555	3,701
負債純資産合計	56,717	36,709

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
営業収益		
買取債権回収高	18,792	8,485
不動産売上高	4,326	3,365
その他の収益	4,739	1,760
営業総収入合計	27,859	13,610
営業費用		
債権買取原価	12,904	6,168
不動産売上原価	¹ 4,784	¹ 6,719
その他の原価	123	236
営業費用合計	17,812	13,125
営業総利益	10,046	485
販売費及び一般管理費	² 5,170	² 4,491
営業利益又は営業損失()	4,875	4,006
営業外収益		
受取利息及び配当金	25	20
還付消費税等	-	42
還付加算金	-	15
消費税等免除益	4	-
その他	9	11
営業外収益合計	40	91
営業外費用		
支払利息	1,258	2,403
融資手数料	242	-
その他	169	411
営業外費用合計	1,670	2,814
経常利益又は経常損失()	3,245	6,729
特別利益		
新株予約権戻入益	12	31
特別利益合計	12	31
特別損失		
固定資産除却損	-	³ 5
投資有価証券評価損	167	531
減損損失	-	⁴ 1
本社移転損失引当金繰入額	-	57
特別損失合計	167	596
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	3,090	7,294
法人税、住民税及び事業税	2,393	26
法人税等調整額	672	1,666
法人税等合計	1,721	1,693
少数株主利益	110	132
当期純利益又は当期純損失()	1,258	8,856

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,731	1,736
当期変動額		
新株の発行	5	300
当期変動額合計	5	300
当期末残高	1,736	2,036
資本剰余金		
前期末残高	1,517	1,522
当期変動額		
新株の発行	4	300
当期変動額合計	4	300
当期末残高	1,522	1,822
利益剰余金		
前期末残高	5,313	5,686
当期変動額		
剰余金の配当	884	-
当期純利益又は当期純損失()	1,258	8,856
当期変動額合計	373	8,856
当期末残高	5,686	3,169
株主資本合計		
前期末残高	8,561	8,945
当期変動額		
新株の発行	10	600
剰余金の配当	884	-
当期純利益又は当期純損失()	1,258	8,856
当期変動額合計	383	8,255
当期末残高	8,945	689
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	-	23
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	23	23
当期変動額合計	23	23
当期末残高	23	-

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	0	0
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	0
当期変動額合計	0	0
当期末残高	0	-
評価・換算差額等合計		
前期末残高	0	23
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	22	23
当期変動額合計	22	23
当期末残高	23	-
新株予約権		
前期末残高	114	102
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12	31
当期変動額合計	12	31
当期末残高	102	70
少数株主持分		
前期末残高	1,082	1,531
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	448	1,410
当期変動額合計	448	1,410
当期末残高	1,531	2,941
純資産合計		
前期末残高	9,758	10,555
当期変動額		
新株の発行	10	600
剰余金の配当	884	-
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,258	8,856
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	413	1,402
当期変動額合計	797	6,853
当期末残高	10,555	3,701

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	3,090	7,294
減価償却費	8	10
減損損失	-	1
新株予約権戻入益	12	31
株式交付費	1	2
貸倒引当金の増減額(は減少)	845	669
役員賞与引当金の増減額(は減少)	7	12
本社移転損失引当金の増加額	-	57
受取利息	81	70
支払利息及び社債利息	1,258	2,403
買取不動産評価損	947	3,395
持分法による投資損益(は益)	62	174
固定資産除却損	-	5
投資事業組合運用損益(は益)	2,982	80
投資有価証券評価損益(は益)	167	531
投資有価証券売却損益(は益)	-	109
貸倒償却額	1,373	2,150
その他の流動資産の増減額(は増加)	2,000	408
その他の流動負債の増減額(は減少)	111	411
その他	508	61
小計	3,068	2,081
利息の受取額	76	53
利息の支払額	1,308	2,478
法人税等の支払額	2,331	1,551
小計	495	1,895
買取不動産の買取による支出	2 3,785	2 95
買取不動産の売却による収入	3,564	3,324
買取債権の買取による支出	12,334	72
買取債権の回収による収入	2 12,904	2 6,168
営業活動によるキャッシュ・フロー	144	7,429

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3	0
無形固定資産の取得による支出	4	14
投資有価証券の取得による支出	3,756	660
投資有価証券の償還による収入	7,483	1,715
投資有価証券の売却による収入	-	524
関連会社への貸付による支出	218	1
関連会社貸付金の回収による収入	102	145
関係会社株式の取得による支出	38	31
敷金及び保証金の増減額（ は減少）	11	27
その他	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,553	1,706
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	22,590	13,325
短期借入金の返済による支出	19,746	7,477
長期借入れによる収入	7,547	500
長期借入金の返済による支出	17,728	17,255
有価証券譲渡見合債務による収入	-	1,165
有価証券譲渡見合債務による支出	-	1,165
制限付預金の預入による支出	3,677	-
制限付預金の払出による収入	4,038	-
社債の発行による収入	493	-
社債の償還による支出	160	130
株式の発行による収入	8	598
少数株主からの払込みによる収入	338	1,542
配当金の支払額	882	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,178	8,898
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	3,770	236
現金及び現金同等物の期首残高	5,390	1,618
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	1	-
現金及び現金同等物の期末残高	1,618	1,855

【継続企業の前提に関する注記】

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>子会社はすべて連結しております。 連結子会社の数 23社 連結子会社の名称 (有)ジェイ・ワン・インベストメンツ、(有)ミヤコキャピタル、(有)ジェイ・ツー・中国投資 その他20社 当連結会計年度に新たに設立した2社及び出資持分の過半数以上を取得した4社を合わせて計6社増加しております。 なお、前連結会計年度まで連結範囲に含めていた(有)新日本創造ファンドは、匿名組合出資の払戻により支配力がなくなったため、連結の範囲から除外しております。 また、(有)西新宿インベストメンツ及び、有限責任中間法人西新宿トラスト・ワンについては、平成20年3月21日及び平成20年3月26日付でそれぞれ清算結了したため、当連結会計年度末において連結の範囲より除外しております。なお、清算結了時までの損益計算書を連結しております。</p>	<p>子会社はすべて連結しております。 連結子会社の数 18社 連結子会社の名称 (有)ジェイ・ワン・インベストメンツ、(有)ミヤコキャピタル、(有)ジェイ・ツー・中国投資 その他15社 当連結会計年度に新たに組成したジャパン・インキュベーション・ファンド 投資事業組合を連結の範囲に含めております。 なお、前連結会計年度まで連結範囲に含めていた合同会社西新宿エイト、有限責任中間法人西新宿エイト及びその他4社を合わせた計6社がそれぞれ事業終了に伴い清算結了したため、当連結会計年度末において連結の範囲より除外しております。なお、清算結了時までの損益計算書を連結しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)												
2 持分法の適用に関する事項	<p>持分法を適用した関連会社数 11社</p> <p>関連会社の名称 (有)シー・エヌ・キャピタル、(有)シー・エヌ・ツー、(有)シー・エヌ・スリー、(有)シー・エヌ・フォー、(有)シー・エヌ・インベストメンツ、ストラテック(株) その他5社</p> <p>なお、当連結会計年度において新たに設立したNTP(株)、その他1社の計2社が持分法適用関連会社として増加しております。</p> <p>連結決算日と異なる関連会社の持分法の適用については、12月31日を決算日とする(有)シー・エヌ・スリー及び(有)シー・エヌ・フォー、(有)シー・エヌ・インベストメンツ並びにその他2社は、同社の決算に基づく財務諸表を使用しております。5月31日を決算日とする(有)シー・エヌ・キャピタル及び(有)シー・エヌ・ツー並びにその他1社は、同社の仮決算に係る第3四半期財務諸表を使用しております。</p>	<p>持分法を適用した関連会社数 11社</p> <p>関連会社の名称 (有)シー・エヌ・キャピタル、(有)シー・エヌ・ツー、(有)シー・エヌ・スリー、(有)シー・エヌ・フォー、(有)シー・エヌ・インベストメンツ、ストラテック(株) その他5社</p> <p>なお、当連結会計年度において新たに中小企業不動産機構(株)の株式を取得したことにより、同社を持分法適用関連会社に含めております。</p> <p>また、前連結会計年度まで持分法適用関連会社に含めておりましたその他1社は事業終了に伴い清算終了したため関連会社ではなくなりました。</p> <p>連結決算日と異なる関連会社の持分法の適用については、12月31日を決算日とする(有)シー・エヌ・スリー及び(有)シー・エヌ・フォー、(有)シー・エヌ・インベストメンツ並びにその他2社は、同社の決算に基づく財務諸表を使用しております。5月31日を決算日とする(有)シー・エヌ・キャピタル及び(有)シー・エヌ・ツー並びにその他1社は、同社の仮決算に係る第3四半期財務諸表を使用しております。10月31日を決算日とする中小企業不動産機構(株)は、同社の仮決算に係る第1四半期財務諸表を使用しております。</p>												
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は、次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="478 1332 909 1433"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>決算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結子会社11社</td> <td>12月31日</td> </tr> <tr> <td>連結子会社3社</td> <td>2月29日</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、連結子会社については、同社の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	会社名	決算日	連結子会社11社	12月31日	連結子会社3社	2月29日	<p>連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は、次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="932 1332 1356 1433"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>決算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結子会社8社</td> <td>12月31日</td> </tr> <tr> <td>連結子会社1社</td> <td>2月28日</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、連結子会社については、同社の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	会社名	決算日	連結子会社8社	12月31日	連結子会社1社	2月28日
会社名	決算日													
連結子会社11社	12月31日													
連結子会社3社	2月29日													
会社名	決算日													
連結子会社8社	12月31日													
連結子会社1社	2月28日													

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 其他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合等への出資については組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。</p> <p>デリバティブ 時価法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 定率法によっております。ただし建物(建物附属設備は除く)については定額法によっております。</p> <p>(会計処理の変更)</p> <p>当連結会計年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の有形固定資産については、改正法人税法に規定する償却方法により減価償却費を計上しております。</p> <p>なお、この変更による営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>長期前払費用 均等償却によっております。</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法</p> <p>株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 其他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 定率法によっております。ただし建物(建物附属設備は除く)については定額法によっております。</p> <p>無形固定資産 同左</p> <p>長期前払費用 同左</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法</p> <p>株式交付費 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(4) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 役員賞与引当金 役員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ヘッジ手段と対象 ・ヘッジ手段 デリバティブ取引(金利スワップ取引) ・ヘッジ対象 市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの(変動金利の借入金) ヘッジ方針 資金調達における金利の急激な変動が損益及びキャッシュ・フローに与える影響をヘッジすることを目的としております。 ヘッジ有効性の評価方法 ヘッジ手段の指標金利とヘッジ対象の指標金利との変動幅等について、一定の相関性を判定することにより評価しております。</p>	<p>(4) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>本社移転損失引当金 本社移転に伴い、将来発生が見込まれる固定資産除却損、原状回復費用、その他移転関連費用等の損失額について、合理的な見積額を計上しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	<p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 買取債権回収高及び債権回収原価の計上基準</p> <p>買取債権回収高は、回収時に回収金額を計上しております。 また、債権回収原価については、将来のキャッシュ・フローを見積もることが可能な債権を償却原価法によって算定し、見積もることが困難な債権を回収原価法によって算定しております。 買取不動産の評価基準及び評価方法 買取債権の自己競落又は債権管理回収業の一環として取得した買取不動産については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。 なお、買取債権の自己競落により買取不動産を取得した際に発生する買取債権回収差益については、買取不動産売却時まで繰延処理しております。 (会計処理の変更) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準9号）に基づき、買取不動産の時価を算定する受入準備が整った当連結会計年度末から同会計基準を適用しております。 この結果、従来の方法によった場合に比べて買取不動産評価損947百万円を営業費用（買取不動産売却原価）に計上し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が同額減少しております。 また、当中間連結会計期間は従来の方法によっており、変更後の方法によった場合に比べて営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ474百万円減少しております。 消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。 なお、控除対象外消費税等は全額当連結会計年度の費用として処理しております。</p>	<p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 買取債権回収高及び債権買取原価の計上基準 同左</p> <p>買取不動産の評価基準及び評価方法 買取債権の自己競落又は債権管理回収業の一環として取得した買取不動産については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。 なお、買取債権の自己競落により買取不動産を取得した際に発生する買取債権回収差益については、買取不動産売却時まで繰延処理しております。</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。	同左
6 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。	同左

【会計処理の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準等)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>これにより営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
<p>(連結貸借対照表関係) 前連結会計年度において投資その他の資産の「出資金」に含めておりました一部の匿名組合契約上の権利(前連結会計年度 4,323百万円、当連結会計年度 3,641百万円)は、金融商品取引法の施行により、みなし有価証券の範囲に含まれたことに伴い、当連結会計年度より、投資その他の資産の「投資有価証券」に含めて表示しております。</p> <p>また、前連結会計年度において区分掲記しておりました投資その他の資産の「出資金」(当連結会計年度 1百万円)は、資産総額の100分の5以下となったため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(連結損益計算書関係) 前連結会計年度において区分掲記しておりました「匿名組合出資収益」(当連結会計年度 2百万円)は、営業外収益総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係) 前連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フローに区分掲記しておりました「匿名組合利益」(当連結会計年度 2,545百万円)は、金融商品取引法の施行により一部の匿名組合契約上の権利がみなし有価証券の範囲に含まれたことに伴い、当連結会計年度より「投資有価証券損益分配額」に含めて表示しております。</p> <p>また、前連結会計年度において投資活動によるキャッシュ・フローに区分掲記しておりました「匿名組合出資金の払込による支出」(当連結会計年度 2,246百万円)及び「匿名組合出資金の分配金受取による収入」(当連結会計年度 5,445百万円)は、同理由に伴い、当連結会計年度より「投資有価証券の取得による支出」及び「投資有価証券の分配金受取による収入」に含めて表示しております。</p>	<p>(連結貸借対照表関係) 前連結会計年度において流動資産の「その他」に含めておりました「その他の営業債権」(前連結会計年度 2,236百万円)は、資産総額の100分の5超となったため、区分掲記しております。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)																																
<p>1 関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">477百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">477百万円</td> </tr> </table>	投資有価証券	477百万円	合計	477百万円	<p>1 関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">470百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">470百万円</td> </tr> </table>	投資有価証券	470百万円	合計	470百万円																								
投資有価証券	477百万円																																
合計	477百万円																																
投資有価証券	470百万円																																
合計	470百万円																																
<p>2 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">買取債権</td> <td style="text-align: right;">8,229百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">買取不動産</td> <td style="text-align: right;">15,213百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">23,442百万円</td> </tr> </table> <p>上記に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">5,034百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内返済予定の長期借入金</td> <td style="text-align: right;">8,049百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">5,865百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">18,949百万円</td> </tr> </table>	買取債権	8,229百万円	買取不動産	15,213百万円	合計	23,442百万円	短期借入金	5,034百万円	1年内返済予定の長期借入金	8,049百万円	長期借入金	5,865百万円	合計	18,949百万円	<p>2 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">買取債権</td> <td style="text-align: right;">10,970百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">買取不動産</td> <td style="text-align: right;">10,068百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">1,960百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関連会社長期貸付金</td> <td style="text-align: right;">225百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">23,225百万円</td> </tr> </table> <p>上記に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">11,763百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内返済予定の長期借入金</td> <td style="text-align: right;">2,920百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">2,344百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">17,028百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記以外にその他の関係会社であるNISグループ(株)より連帯保証及び営業貸付金524百万円の担保提供を受けております。</p> <p>また、上記以外に連結上相殺消去されている子会社貸付金1,150百万円及び子会社出資金2,296百万円を担保提供しております。</p>	買取債権	10,970百万円	買取不動産	10,068百万円	投資有価証券	1,960百万円	関連会社長期貸付金	225百万円	合計	23,225百万円	短期借入金	11,763百万円	1年内返済予定の長期借入金	2,920百万円	長期借入金	2,344百万円	合計	17,028百万円
買取債権	8,229百万円																																
買取不動産	15,213百万円																																
合計	23,442百万円																																
短期借入金	5,034百万円																																
1年内返済予定の長期借入金	8,049百万円																																
長期借入金	5,865百万円																																
合計	18,949百万円																																
買取債権	10,970百万円																																
買取不動産	10,068百万円																																
投資有価証券	1,960百万円																																
関連会社長期貸付金	225百万円																																
合計	23,225百万円																																
短期借入金	11,763百万円																																
1年内返済予定の長期借入金	2,920百万円																																
長期借入金	2,344百万円																																
合計	17,028百万円																																
<p>3 当座貸越契約及び貸出コミットメント</p> <p>運転資金の効率的な調達を行うため、親会社NISグループ(株)と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">12,300百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入実行金額</td> <td style="text-align: right;">10,550百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">差引額</td> <td style="text-align: right;">1,750百万円</td> </tr> </table>	当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額	12,300百万円	借入実行金額	10,550百万円	差引額	1,750百万円	<p>3 当座貸越契約及び貸出コミットメント</p> <p>運転資金の効率的な調達を行うため、その他の関係会社であるNISグループ(株)と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">10,170百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入実行金額</td> <td style="text-align: right;">1,700百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">差引額</td> <td style="text-align: right;">8,470百万円</td> </tr> </table>	当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額	10,170百万円	借入実行金額	1,700百万円	差引額	8,470百万円																				
当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額	12,300百万円																																
借入実行金額	10,550百万円																																
差引額	1,750百万円																																
当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額	10,170百万円																																
借入実行金額	1,700百万円																																
差引額	8,470百万円																																

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)								
1 不動産売上原価に含まれる買取不動産の収益性の低下による簿価の切り下げ額は947百万円であります。	1 不動産売上原価に含まれる買取不動産の収益性の低下による簿価の切り下げ額は3,395百万円であります。								
2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 貸倒引当金繰入額 2,198百万円 役員報酬 100百万円 給料手当 647百万円 役員賞与引当金繰入額 12百万円 賞与 133百万円 法定福利費 94百万円 減価償却費 8百万円 賃借料 179百万円	2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 貸倒引当金繰入額 2,814百万円 役員報酬 89百万円 給料手当 458百万円 法定福利費 60百万円 減価償却費 10百万円 賃借料 159百万円								
	3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 建物 4百万円 工具、器具及び備品 1百万円 合計 5百万円								
	4 減損損失 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(有)ジェイ・ワン・インベストメンツ</td> <td>不動産事業用資産</td> <td>ソフトウェア</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、事業用資産について継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分により、資産のグループ化を行っております。 上記の不動産事業用資産について市況の悪化により将来の使用収益が見込まれないため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減少し、当該減少額を減損損失(1百万円)として特別損失に計上しております。 なお、不動産事業用資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、回収可能価額は零として算定しております。</p>	場所	用途	種類	金額 (百万円)	(有)ジェイ・ワン・インベストメンツ	不動産事業用資産	ソフトウェア	1
場所	用途	種類	金額 (百万円)						
(有)ジェイ・ワン・インベストメンツ	不動産事業用資産	ソフトウェア	1						

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,084,320	3,040		1,087,360

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権行使による増加 3,040株

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権					102

3 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月8日取締役会	普通株式	433	400	平成19年3月31日	平成19年6月25日
平成19年11月6日取締役会	普通株式	451	415	平成19年9月30日	平成19年12月10日

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,087,360	625,080		1,712,440

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権行使による増加 80株

第三者割当増資による増加 625,000株

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権					70

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 1,618百万円 現金及び現金同等物 1,618百万円	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 1,855百万円 現金及び現金同等物 1,855百万円
2 「営業活動によるキャッシュ・フロー」における「買取債権の回収による収入」及び「買取不動産の買取による支出」には不動産担保付債権の自己競落による回収額850百万円が含まれておりません。	2 「営業活動によるキャッシュ・フロー」における「買取債権の回収による収入」及び「買取不動産の買取による支出」には不動産担保付債権の自己競落による回収額411百万円が含まれておりません。

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引(借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>17</td> <td>7</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>90</td> <td>68</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>107</td> <td>75</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	工具、器具及び備品	17	7	10	ソフトウェア	90	68	21	合計	107	75	32	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>17</td> <td>10</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>32</td> <td>22</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>49</td> <td>33</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	工具、器具及び備品	17	10	6	ソフトウェア	32	22	9	合計	49	33	16
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																														
工具、器具及び備品	17	7	10																														
ソフトウェア	90	68	21																														
合計	107	75	32																														
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																														
工具、器具及び備品	17	10	6																														
ソフトウェア	32	22	9																														
合計	49	33	16																														
<p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>16百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>16百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>32百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>24百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>23百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期の配分方法については、利息法によっております。 <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	1年以内	16百万円	1年超	16百万円	合計	32百万円	支払リース料	24百万円	減価償却費相当額	23百万円	支払利息相当額	0百万円	<p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>16百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>16百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>15百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期の配分方法については、利息法によっております。 <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	1年以内	7百万円	1年超	9百万円	合計	16百万円	支払リース料	16百万円	減価償却費相当額	15百万円	支払利息相当額	0百万円								
1年以内	16百万円																																
1年超	16百万円																																
合計	32百万円																																
支払リース料	24百万円																																
減価償却費相当額	23百万円																																
支払利息相当額	0百万円																																
1年以内	7百万円																																
1年超	9百万円																																
合計	16百万円																																
支払リース料	16百万円																																
減価償却費相当額	15百万円																																
支払利息相当額	0百万円																																

(有価証券関係)

1 時価評価されていない有価証券

区分	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	当連結会計年度末 (平成21年3月31日)
	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券		
非上場株式	2	397
投資事業有限責任組合出資金	837	41
匿名組合出資金	3,641	1,999
優先出資証券	150	0
計	4,630	2,438

(注) 当連結会計年度において、有価証券について531百万円の減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、有価証券の時価又は実質価額が、取得価額に比べて50%以上下落した場合に減損処理を行っております。

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

区分	前連結会計年度末 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度末 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
売却額 (百万円)		524
売却益の合計額 (百万円)		
売却損の合計額 (百万円)		109

(デリバティブ取引関係)

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>1 取引の状況に関する事項</p> <p>(1) 取引の内容 当社グループは通常業務を遂行する上で金利変動のリスクに晒されており、このリスクを効率的に管理する手段として金利スワップ取引を行っております。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 当社グループはトレーディング目的や投機目的のために単独でデリバティブ取引を利用することは行わない方針であります。</p> <p>(3) 取引の利用目的 当社グループは変動金利支払の資金調達について、将来の市中金利上昇が調達コスト(支払利息)に及ぼす影響を回避するため、金利スワップ取引により変動金利調達の一部の調達コストを固定化する取引を行っております。</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 市場リスク 市場リスクは、市場の変化によりポジションに損益が発生するリスクであり、金利デリバティブ取引は金利変動リスクに晒されております。当社グループのデリバティブ取引は当社グループの債権債務の範囲内で行っており、これらの取引のリスクは重要なものではありません。 信用リスク 信用リスクは、取引の相手方が債務不履行に陥ることにより、取引が継続していれば将来得られるはずの効果が享受できなくなるリスクです。 当社グループのデリバティブ取引の相手方は一定の格付をもった銀行、金融商品取引業者に限られており、取引相手方の債務不履行による損失発生は予想しておりません。</p> <p>(5) 取引に係るリスクの管理体制 当社グループではデリバティブ取引は取締役会の承認を受けた社内規程に基づいて、主管部署が取引の実行及び管理を行っております。 なお、デリバティブ取引関連の社内規程は、デリバティブ取引を行う場合の取引基準、リスクの適切な管理等を定めたデリバティブ運用規程と、デリバティブの取扱い及び管理を定めたデリバティブ取扱規程があります。 取引状況のリスク管理については、グループ各社共に主管部署が毎月開催される取締役会にその取引状況を報告することにより行われており、市場が大幅に変動して大きな損失を被る可能性がある場合には、迅速な対応ができる管理体制を整備しております。</p> <p>2 取引の時価等に関する事項 当社グループの利用しているデリバティブ取引は全てヘッジ会計を適用しているため、取引の時価等に関する事項の記載を省略しております。</p>	<p>当連結会計年度に金利スワップ取引がりましたが、当連結会計年度末時点において取引が終了しているため、該当事項はありません。</p>

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益 12百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	新株予約権(第1回)
決議年月日	平成14年9月9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び監査役7名 当社従業員12名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式80,000株
付与日	平成14年9月26日
権利確定条件	権利確定日に当社の取締役、監査役、従業員及び顧問の地位を有していること
対象勤務期間	自 平成14年9月26日 至 平成16年9月30日
権利行使期間	自 平成16年10月1日 至 平成19年9月30日

(注) 平成16年6月1日付の株式分割(1:2)、平成16年12月20日付の株式分割(1:5)、平成17年5月20日付の株式分割(1:2)、平成17年11月21日付の株式分割(1:2)及び平成18年4月1日付の株式分割(1:2)により、各数値の調整を行っております。

	新株予約権(第3回)
決議年月日	平成16年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社監査役1名 当社従業員20名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式14,960株
付与日	平成16年3月30日
権利確定条件	権利確定日に当社の取締役、監査役、従業員及び顧問又は、当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していること
対象勤務期間	自 平成16年3月30日 至 平成18年3月31日
権利行使期間	自 平成18年4月1日 至 平成21年3月31日

(注) 平成16年6月1日付の株式分割(1:2)、平成16年12月20日付の株式分割(1:5)、平成17年5月20日付の株式分割(1:2)、平成17年11月21日付の株式分割(1:2)及び平成18年4月1日付の株式分割(1:2)により、各数値の調整を行っております。

	新株予約権（第4回）
決議年月日	平成17年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社顧問6名 当社従業員33名 関係会社の取締役1名 関係会社の従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式2,620株
付与日	平成17年8月9日
権利確定条件	権利確定日に当社の取締役、監査役、従業員及び顧問 又は、当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員の 地位を有していること
対象勤務期間	自 平成17年8月9日 至 平成19年6月30日
権利行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成22年6月30日

(注) 平成17年11月21日付の株式分割(1:2)及び平成18年4月1日付の株式分割(1:2)により、各数値の調整を行っております。

	新株予約権証券2006A
決議年月日	平成18年8月7日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社執行役員2名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式1,400株
付与日	平成18年8月23日
権利確定条件	当社取締役 権利確定日に当社取締役の地位を有していること 当社執行役員 権利確定日に当社及び当社の子会社の取締役、執行 役員、監査役、顧問、従業員の地位を有していること
対象勤務期間	自 平成18年8月23日 至 平成18年8月31日
権利行使期間	自 平成18年9月1日 至 平成23年8月6日

	新株予約権証券2006B
決議年月日	平成18年8月7日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員80名 当社顧問6名 子会社取締役1名 子会社従業員5名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式4,530株
付与日	平成18年8月23日
権利確定条件	権利確定日に当社及び当社の子会社の取締役、執行役 員、監査役、顧問、従業員の地位を有していること
対象勤務期間	自 平成18年8月23日 至 平成18年8月31日
権利行使期間	自 平成18年9月1日 至 平成23年8月6日

(2) ストック・オプション規模及び変動状況
ストック・オプションの数

	新株予約権（第1回）	新株予約権（第3回）	新株予約権（第4回）
決議年月日	平成14年9月9日	平成16年3月30日	平成17年6月21日
権利確定前			
期首			2,340株
付与			
失効			40株
権利確定			2,300株
未確定残			
権利確定後			
期首	1,600株	2,000株	
権利確定			2,300株
権利行使	1,600株	1,440株	
失効			120株
未行使残		560株	2,180株

	新株予約権証券2006 A	新株予約権証券2006 B
決議年月日	平成18年8月7日	平成18年8月7日
権利確定前		
期首		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後		
期首	1,400株	4,250株
権利確定		
権利行使		
失効		580株
未行使残	1,400株	3,670株

単価情報

	新株予約権（第1回）	新株予約権（第3回）	新株予約権（第4回）
決議年月日	平成14年9月9日	平成16年3月30日	平成17年6月21日
権利行使価格	625円	6,250円	51,549円
行使時平均株価	32,164円	26,085円	
付与日における公正な評価単価			

	新株予約権証券2006 A	新株予約権証券2006 B
決議年月日	平成18年 8 月 7 日	平成18年 8 月 7 日
権利行使価格	67,362円	58,380円
行使時平均株価		
付与日における公正な評価単価	18,737円	20,729円

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)

1 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益 31百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	新株予約権 (第 3 回)
決議年月日	平成16年 3 月30日
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1 名 当社従業員20名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式14,960株
付与日	平成16年 3 月30日
権利確定条件	権利確定日に当社の取締役、監査役、従業員及び顧問又は、当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していること
対象勤務期間	自 平成16年 3 月30日 至 平成18年 3 月31日
権利行使期間	自 平成18年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日

(注) 平成16年 6 月 1 日付の株式分割 (1 : 2)、平成16年12月20日付の株式分割 (1 : 5)、平成17年 5 月20日付の株式分割 (1 : 2)、平成17年11月21日付の株式分割 (1 : 2) 及び平成18年 4 月 1 日付の株式分割 (1 : 2) により、各数値の調整を行っております。

	新株予約権 (第 4 回)
決議年月日	平成17年 6 月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1 名 当社顧問 6 名 当社従業員33名 関係会社の取締役 1 名 関係会社の従業員 2 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式2,620株
付与日	平成17年 8 月 9 日
権利確定条件	権利確定日に当社の取締役、監査役、従業員及び顧問又は、当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していること
対象勤務期間	自 平成17年 8 月 9 日 至 平成19年 6 月30日
権利行使期間	自 平成19年 7 月 1 日 至 平成22年 6 月30日

(注) 平成17年11月21日付の株式分割 (1 : 2) 及び平成18年 4 月 1 日付の株式分割 (1 : 2) により、各数値の調整を行っております。

	新株予約権証券2006 A
決議年月日	平成18年 8 月 7 日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4 名 当社執行役員 2 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式1,400株
付与日	平成18年 8 月23日
権利確定条件	当社取締役 権利確定日に当社取締役の地位を有していること 当社執行役員 権利確定日に当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員の地位を有していること
対象勤務期間	自 平成18年 8 月23日 至 平成18年 8 月31日
権利行使期間	自 平成18年 9 月 1 日 至 平成23年 8 月 6 日

	新株予約権証券2006 B
決議年月日	平成18年 8 月 7 日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員80名 当社顧問 6 名 子会社取締役 1 名 子会社従業員 5 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式4,530株
付与日	平成18年 8 月23日
権利確定条件	権利確定日に当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員の地位を有していること
対象勤務期間	自 平成18年 8 月23日 至 平成18年 8 月31日
権利行使期間	自 平成18年 9 月 1 日 至 平成23年 8 月 6 日

(2) スtock・オプション規模及び変動状況
ストック・オプションの数

	新株予約権 (第 3 回)	新株予約権 (第 4 回)	新株予約権証券2006 A	新株予約権証券2006 B
決議年月日	平成16年 3 月30日	平成17年 6 月21日	平成18年 8 月 7 日	平成18年 8 月 7 日
権利確定前				
期首				
付与				
失効				
権利確定				
未確定残				
権利確定後				
期首	560株	2,180株	1,400株	3,670株
権利確定				
権利行使	80株			
失効	480株	780株	250株	1,290株
未行使残		1,400株	1,150株	2,380株

単価情報

	新株予約権（第3回）	新株予約権（第4回）
決議年月日	平成16年3月30日	平成17年6月21日
権利行使価格	6,250円	51,549円
行使時平均株価	11,156円	
付与日における公正な評価単価		

	新株予約権証券2006 A	新株予約権証券2006 B
決議年月日	平成18年8月7日	平成18年8月7日
権利行使価格	67,362円	58,380円
行使時平均株価		
付与日における公正な評価単価	18,737円	20,729円

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法
該当事項はありません。

[次へ](#)

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)																																																				
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税損金不算入額</td><td style="text-align: right;">147百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入限度超過額</td><td style="text-align: right;">936百万円</td></tr> <tr><td>貸倒損失自己否認額</td><td style="text-align: right;">7百万円</td></tr> <tr><td>債権回収費用自己否認額</td><td style="text-align: right;">6百万円</td></tr> <tr><td>未実現利益に係る一時差異</td><td style="text-align: right;">24百万円</td></tr> <tr><td>株式報酬費用否認額</td><td style="text-align: right;">41百万円</td></tr> <tr><td>買取不動産評価損否認額</td><td style="text-align: right;">504百万円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損否認額</td><td style="text-align: right;">68百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">16百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">72百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,679百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未収事業税</td><td style="text-align: right;">31百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">18百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">49百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産純額 1,630百万円</p>	未払事業税損金不算入額	147百万円	貸倒引当金繰入限度超過額	936百万円	貸倒損失自己否認額	7百万円	債権回収費用自己否認額	6百万円	未実現利益に係る一時差異	24百万円	株式報酬費用否認額	41百万円	買取不動産評価損否認額	504百万円	投資有価証券評価損否認額	68百万円	その他	16百万円	評価性引当金	72百万円	繰延税金資産合計	1,679百万円	未収事業税	31百万円	その他	18百万円	繰延税金負債合計	49百万円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金繰入限度超過額</td><td style="text-align: right;">3,084百万円</td></tr> <tr><td>貸倒損失自己否認額</td><td style="text-align: right;">12百万円</td></tr> <tr><td>未実現利益に係る一時差異</td><td style="text-align: right;">61百万円</td></tr> <tr><td>株式報酬費用否認額</td><td style="text-align: right;">28百万円</td></tr> <tr><td>買取不動産評価損否認額</td><td style="text-align: right;">1,641百万円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損否認額</td><td style="text-align: right;">80百万円</td></tr> <tr><td>本社移転損失引当金否認額</td><td style="text-align: right;">23百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">5百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">4,938百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">36百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">36百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産純額 36百万円</p>	貸倒引当金繰入限度超過額	3,084百万円	貸倒損失自己否認額	12百万円	未実現利益に係る一時差異	61百万円	株式報酬費用否認額	28百万円	買取不動産評価損否認額	1,641百万円	投資有価証券評価損否認額	80百万円	本社移転損失引当金否認額	23百万円	その他	5百万円	評価性引当金	4,938百万円	繰延税金資産合計	百万円	その他	36百万円	繰延税金負債合計	36百万円
未払事業税損金不算入額	147百万円																																																				
貸倒引当金繰入限度超過額	936百万円																																																				
貸倒損失自己否認額	7百万円																																																				
債権回収費用自己否認額	6百万円																																																				
未実現利益に係る一時差異	24百万円																																																				
株式報酬費用否認額	41百万円																																																				
買取不動産評価損否認額	504百万円																																																				
投資有価証券評価損否認額	68百万円																																																				
その他	16百万円																																																				
評価性引当金	72百万円																																																				
繰延税金資産合計	1,679百万円																																																				
未収事業税	31百万円																																																				
その他	18百万円																																																				
繰延税金負債合計	49百万円																																																				
貸倒引当金繰入限度超過額	3,084百万円																																																				
貸倒損失自己否認額	12百万円																																																				
未実現利益に係る一時差異	61百万円																																																				
株式報酬費用否認額	28百万円																																																				
買取不動産評価損否認額	1,641百万円																																																				
投資有価証券評価損否認額	80百万円																																																				
本社移転損失引当金否認額	23百万円																																																				
その他	5百万円																																																				
評価性引当金	4,938百万円																																																				
繰延税金資産合計	百万円																																																				
その他	36百万円																																																				
繰延税金負債合計	36百万円																																																				
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>連結子会社税効果未認識額</td><td style="text-align: right;">7.7</td></tr> <tr><td>受取配当金等連結修正に伴う影響額</td><td style="text-align: right;">3.7</td></tr> <tr><td>評価性引当金の増加</td><td style="text-align: right;">2.4</td></tr> <tr><td>子会社の法定実効税率差異による影響額</td><td style="text-align: right;">1.5</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.3</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">55.7%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		連結子会社税効果未認識額	7.7	受取配当金等連結修正に伴う影響額	3.7	評価性引当金の増加	2.4	子会社の法定実効税率差異による影響額	1.5	その他	0.3	税効果会計適用後の法人税等の負担率	55.7%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税金等調整前当期純損失となったため、注記を省略しております。</p>																																				
法定実効税率	40.7%																																																				
(調整)																																																					
連結子会社税効果未認識額	7.7																																																				
受取配当金等連結修正に伴う影響額	3.7																																																				
評価性引当金の増加	2.4																																																				
子会社の法定実効税率差異による影響額	1.5																																																				
その他	0.3																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	55.7%																																																				

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

全セグメントの営業収益の合計、営業利益及び資産の合計額に占める債権管理回収事業の割合がいずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメントの記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

全セグメントの営業収益の合計、営業利益及び資産の合計額に占める債権管理回収事業の割合がいずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメントの記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	NISグループ(株)	愛媛県松山市	26,289	総合金融サービス業	73.6(直接)	2名		資金の借入及び返済	14,650	短期借入金	10,550
								利息の支払	302		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入に係る利息については、一般市中金利等を参考にして、両社協議の上決定しております。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当連結会計年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に加えて、連結財務諸表提出会社の子会社と関連会社との取引が開示対象に追加されております。

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
その他の関係会社	NISグループ(株)	愛媛県松山市	26,289	総合金融サービス業	25.8(直接)	資金の借入	資金の借入	5,890	短期借入金	1,700
							利息の支払	942		
							当社の銀行借入金に対する営業貸付金の担保受入及び債務被保証(注2)	369		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 資金の借入に係る利息については、NISグループ(株)の調達金利等を勘案し、両社協議の上決定しております。

2 当社は、銀行借入に対してNISグループ(株)より債務保証を受けております。なお年率0.2%の保証料を支払っております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	8,204円92銭	1株当たり純資産額	402円54銭
1株当たり当期純利益	1,157円94銭	1株当たり当期純損失()	7,799円37銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	1,156円74銭	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
連結貸借対照表上の純資産の部の合計額	10,555百万円	3,701百万円
普通株式に係る純資産額	8,921百万円	689百万円
差額の主な内訳		
新株予約権	102百万円	70百万円
少数株主持分	1,531百万円	2,941百万円
普通株式の発行済株式総数	1,087,360株	1,712,440株

2 1株当たり当期純利益又は当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
連結損益計算書上の当期純利益 又は当期純損失()	1,258百万円	8,856百万円
普通株式に係る当期純利益又は当 期純損失()	1,258百万円	8,856百万円
普通株主に帰属しない金額の内訳	百万円	百万円
普通株式の期中平均株式数	1,086,523株	1,135,505株
潜在株式調整後1株当たり当期純 利益の算定に用いられた普通株式 増加数の主要な内訳		
新株予約権	1,125株	
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり当期純利益 の算定に含まれなかった潜在株式 の概要	平成17年6月21日付特別 決議新株予約権 545個 平成18年8月7日付取締役 会決議新株予約権 1,400個 平成18年8月7日付取締役 会決議新株予約権 3,670個	平成16年3月30日付特別 決議新株予約権 6個 平成17年6月21日付特別 決議新株予約権 350個 平成18年8月7日付取締役 会決議新株予約権 1,150個 平成18年8月7日付取締役 会決議新株予約権 2,380個

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 多額な資金の調達

当社グループは、平成21年4月30日に下記のとおり資金の調達を実行しております。

資金使途

借入金の返済

調達方法

優先匿名組合出資の受入による調達

調達先及び調達額

中小企業不動産機構(株)(持分法適用関連会社) 990百万円

中小企業飲食機構(株)(第三者) 2,020百万円

その他重要な特約等

中小企業不動産機構(株)に対して、買取の請求があった場合、当社が当匿名組合持分の買取をすることを確約及び保証しております。

2. 第三者割当による優先株式の発行の件

平成21年5月13日開催の提出会社取締役会において、平成21年3月期定時株主総会において必要な議案の承認が得られること等を条件として、中小企業保証機構(株)を割当先とする、第三者割当てによる第1回第一種優先株式(以下「本優先株式」といいます)の発行を行うことについて決議しました。

第三者割当により発行される本優先株式の募集の目的

当社グループの事業環境及び財務環境は極めて厳しい状況が続くなか、資金効率を高めた収益構造への転換及び財務基盤の安定化を図ることが最優先の経営課題であり、これらを早期に実現し持続的な事業発展を目指していくためには、負債の圧縮と更なる自己資本増強が必要不可欠であると判断し、第三者割当による本優先株式の発行を行うことといたしました。

募集株式の種類

ニッシン債権回収株式会社第1回第一種優先株式

払込金額

1株につき100,000円

払込金額の総額

2,000,000,000円(募集株式1株につき100,000円)

資本組入額

募集株式1株につき50,000円

資本組入額の総額

1,000,000,000円

申込及び払込期日

平成21年6月29日

発行方法

第三者割当の方法により、中小企業保証機構(株)に本優先株式の全株を割り当てます。

資金使途

本件第三者割当増資により調達した手取額につきましては、全額、中小企業保証機構(株)への借入金返済資金に充当する予定であります。

その他重要な事項

その他の条件については、「第1回第一種優先株式発行要項」に基づくものとします。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
ニッシン債権 回収(株)	第1回無担保 私募債	平成15年 9月19日	30	()	0.75	無担保	平成20年 9月19日
ニッシン債権 回収(株)	第2回無担保 私募債	平成18年 9月21日	350	250 (250)	1.21	無担保	平成21年 9月18日
ニッシン債権 回収(株)	第3回無担保 私募債	平成19年 7月27日	500	500	1.69	無担保	平成22年 7月27日
合計			880	750 (250)			

- (注) 1 「当期末残高」欄の内書は、1年以内の償還予定額であります。
2 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
250	500			

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	17,014	22,897	11.49	
1年内返済予定の長期借入金	15,796	5,724	2.45	
1年内返済予定のリース債務				
長期借入金(1年内返済予定のものを除く)	9,391	2,707	2.67	平成22年4月15日 ~ 平成24年10月22日
リース債務(1年内返済予定のものを除く)				
その他有利子負債				
合計	42,201	31,328	9.08	

- (注) 1 「平均利率」は、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2 長期借入金(1年内返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
2,507	125	75	

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

	第1四半期 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	第2四半期 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	第3四半期 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	第4四半期 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
売上高 (百万円)	5,643	2,679	1,914	3,374
税金等調整前 四半期純利益 又は純損失 ()金額 (百万円)	439	4,874	1,618	1,242
四半期純利益 又は純損失 ()金額 (百万円)	214	6,085	1,667	1,318
1株当り 四半期純利益 又は純損失 ()金額 (円)	197.59	5,399.13	1,532.96	1,059.84

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	732	1,269
買取債権	1 23,711	1 16,628
買取不動産	8	7
前払費用	53	63
繰延税金資産	935	-
未収収益	2 554	-
関係会社短期貸付金	833	175
預け金	170	113
未収還付法人税等	653	-
その他	45	57
貸倒引当金	3,080	3,189
流動資産合計	24,617	15,125
固定資産		
有形固定資産		
建物	33	28
減価償却累計額	13	14
建物（純額）	20	13
工具、器具及び備品	16	14
減価償却累計額	9	10
工具、器具及び備品（純額）	7	4
有形固定資産合計	27	18
無形固定資産		
ソフトウェア	10	17
無形固定資産合計	10	17
投資その他の資産		
投資有価証券	839	1 438
関係会社株式	107	1 102
その他の関係会社有価証券	7	1
出資金	1	1
関係会社長期貸付金	21,814	14,252
長期前払費用	7	2
繰延税金資産	44	-
その他	105	77
貸倒引当金	5	3,508
投資その他の資産合計	22,921	11,368
固定資産合計	22,958	11,403
資産合計	47,576	26,529

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	1, 2 17,014	1, 2 20,297
1年内返済予定の長期借入金	1 15,796	1 3,924
1年内償還予定の社債	130	250
未払金	43	31
未払費用	232	7
未払法人税等	-	5
預り金	18	20
役員賞与引当金	11	-
本社移転損失引当金	-	57
その他	55	56
流動負債合計	33,302	24,650
固定負債		
社債	750	500
長期借入金	1 7,591	1 2,707
その他	0	-
固定負債合計	8,341	3,207
負債合計	41,643	27,857
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,736	2,036
資本剰余金		
資本準備金	1,522	1,822
資本剰余金合計	1,522	1,822
利益剰余金		
利益準備金	2	2
その他利益剰余金		
別途積立金	1,500	1,500
繰越利益剰余金	1,093	6,760
利益剰余金合計	2,595	5,258
株主資本合計	5,854	1,399
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	23	-
繰延ヘッジ損益	0	-
評価・換算差額等合計	23	-
新株予約権	102	70
純資産合計	5,933	1,328
負債純資産合計	47,576	26,529

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
営業収益		
買取債権回収高	9,986	8,182
不動産売上高	7	9
その他の収益	139	240
営業総収入合計	10,133	8,433
営業費用		
債権買取原価	5,912	5,936
不動産売上原価	1 9	1 14
その他の原価	0	28
営業費用合計	5,921	5,978
営業総利益	4,211	2,454
販売費及び一般管理費		
貸倒損失	3	-
貸倒引当金繰入額	1,825	1,871
役員報酬	93	81
役員賞与引当金繰入額	11	-
給料及び手当	613	432
賞与	119	-
法定福利費	88	56
福利厚生費	5	-
租税公課	69	50
減価償却費	8	9
賃借料	173	153
債権回収費用	79	20
その他	510	332
販売費及び一般管理費合計	3,603	3,010
営業利益又は営業損失()	608	555
営業外収益		
受取利息	2 981	2 321
受取配当金	7	0
その他	8	22
営業外収益合計	997	343
営業外費用		
支払利息	2 1,199	2 2,285
社債利息	11	12
融資手数料	242	-
貸倒引当金繰入額	-	2 3,691
その他	87	207
営業外費用合計	1,540	6,197
経常利益又は経常損失()	65	6,409

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
特別利益		
新株予約権戻入益	12	31
関係会社特別配当金	1,020	-
特別利益合計	1,032	31
特別損失		
固定資産除却損	-	4
投資有価証券評価損	167	381
関係会社株式評価損	6	32
その他の関係会社有価証券評価損	4	-
本社移転損失引当金繰入額	-	57
特別損失合計	178	477
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 ()	918	6,855
法人税、住民税及び事業税	128	18
法人税等調整額	86	980
法人税等合計	41	998
当期純利益又は当期純損失 ()	877	7,853

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,731	1,736
当期変動額		
新株の発行	5	300
当期変動額合計	5	300
当期末残高	1,736	2,036
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,517	1,522
当期変動額		
新株の発行	4	300
当期変動額合計	4	300
当期末残高	1,522	1,822
資本剰余金合計		
前期末残高	1,517	1,522
当期変動額		
新株の発行	4	300
当期変動額合計	4	300
当期末残高	1,522	1,822
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	2	2
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2	2
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	1,500	1,500
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,500	1,500
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,101	1,093
当期変動額		
剰余金の配当	884	-
当期純利益又は当期純損失()	877	7,853
当期変動額合計	7	7,853
当期末残高	1,093	6,760
利益剰余金合計		
前期末残高	2,603	2,595
当期変動額		
剰余金の配当	884	-
当期純利益又は当期純損失()	877	7,853
当期変動額合計	7	7,853
当期末残高	2,595	5,258

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本合計		
前期末残高	5,851	5,854
当期変動額		
新株の発行	10	600
剰余金の配当	884	-
当期純利益又は当期純損失()	877	7,853
当期変動額合計	2	7,253
当期末残高	5,854	1,399
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	-	23
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	23	23
当期変動額合計	23	23
当期末残高	23	-
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	0	0
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	0	0
当期変動額合計	0	0
当期末残高	0	-
評価・換算差額等合計		
前期末残高	0	23
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	22	23
当期変動額合計	22	23
当期末残高	23	-
新株予約権		
前期末残高	114	102
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	12	31
当期変動額合計	12	31
当期末残高	102	70
純資産合計		
前期末残高	5,965	5,933
当期変動額		
新株の発行	10	600
剰余金の配当	884	-
当期純利益又は当期純損失()	877	7,853
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	34	8
当期変動額合計	32	7,261
当期末残高	5,933	1,328

【継続企業の前提に関する注記】

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

【重要な会計方針】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合等への出資については組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のないもの 同左</p>
<p>2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ 時価法</p>	
<p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、建物(建物附属設備は除く)については定額法によっております。 (会計処理の変更) 当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の有形固定資産については、改正法人税法に規定する償却方法により減価償却費を計上しております。 なお、この変更による営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) 長期前払費用 均等償却によっております。</p>	<p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、建物(建物附属設備は除く)については定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>
<p>4 繰延資産の処理方法</p> <p>(1) 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(2) 社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>4 繰延資産の処理方法</p> <p>(1) 株式交付費 同左</p>

<p>前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
<p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p>	<p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(3) 本社移転損失引当金 本社の移転に伴い、将来発生が見込まれる固定資産除却損、原状回復費用、その他移転関連費用等の損失額について、合理的な見積額を計上しております。</p>
<p>6 収益及び費用の計上基準</p> <p>買取債権回収高及び債権回収原価の計上基準 買取債権回収高は、回収時に回収金額を計上しております。また、債権回収原価については、将来のキャッシュ・フローを見積もることが可能な債権を償却原価法によって算定し、見積もることが困難な債権を回収原価法によって算定しております。</p>	<p>6 収益及び費用の計上基準</p> <p>買取債権回収高及び債権回収原価の計上基準 同左</p>
<p>7 リース取引の処理方法</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	
<p>8 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段と対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘッジ手段 デリバティブ取引(金利スワップ取引) ・ヘッジ対象 市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの(変動金利の借入金) <p>(3) ヘッジ方針 資金調達における金利の急激な変動が損益及びキャッシュ・フローに与える影響をヘッジすることを目的としております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性の評価方法 ヘッジ手段の指標金利とヘッジ対象の指標金利との変動幅等について、一定の相関性を判定することにより評価しております。</p>	

<p>前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
<p>9 その他財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>(1) 買取不動産の評価基準及び評価方法 買取債権の自己競落又は、債権管理回収業の一環として取得した買取不動産については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。なお、買取債権の自己競落により買取不動産を取得した際に発生する買取債権回収差益については、買取不動産売却時まで繰延処理しております。 （棚卸資産の評価に関する会計基準の変更） 「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年 7月 5日 企業会計基準第9号）に基づき、買取不動産の時価を算定する受入準備が整った当事業年度末から同会計基準を適用しております。 この結果、従来の方法によった場合に比べて買取不動産評価損 1百万円を営業費用に計上し、営業利益及び経常利益、税引前当期純利益が同額減少しております。 また、当中間会計期間は従来の方法によっており、変更後の方法によった場合に比べて営業利益及び経常利益はそれぞれ 1百万円、税引前中間純利益は 1百万円減少しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。 なお、控除対象外消費税等は全額当期の費用として処理しております。</p>	<p>9 その他財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>(1) 買取不動産の評価基準及び評価方法 買取債権の自己競落又は、債権管理回収業の一環として取得した買取不動産については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。なお、買取債権の自己競落により買取不動産を取得した際に発生する買取債権回収差益については、買取不動産売却時まで繰延処理しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 同左</p>

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>これにより営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(貸借対照表関係)</p> <p>前事業年度において流動資産の「その他」に含めておりました「未収収益」(前事業年度 534百万円)は資産総額の100分の1超となったため、区分掲記しております。</p> <p>(損益計算書関係)</p> <p>前事業年度まで区分掲記しておりました「匿名組合出資収益」(当事業年度 2百万円)は、営業外収益総額の100分の10以下となったため、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>(貸借対照表関係)</p> <p>前事業年度において区分掲記しておりました「未収収益」(当事業年度 0百万円)は資産総額の100分の1以下となったため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(損益計算書関係)</p> <p>前事業年度まで区分掲記しておりました「貸倒損失」(当事業年度 0百万円)及び「福利厚生費」(当事業年度 1百万円)は、金額的重要性が低いため、当事業年度より、販売費及び一般管理費の「その他」に含めております。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)																														
<p>1 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">買取債権</td> <td style="text-align: right;">8,229百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記に対応する債務</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">5,034百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">1年内返済予定の長期借入金</td> <td style="text-align: right;">8,049百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">4,065百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">17,149百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記以外に子会社の買取不動産12,476百万円を担保に供しております。</p>	買取債権	8,229百万円	上記に対応する債務		短期借入金	5,034百万円	1年内返済予定の長期借入金	8,049百万円	長期借入金	4,065百万円	合計	17,149百万円	<p>1 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">買取債権</td> <td style="text-align: right;">10,970百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">394百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社株式</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">11,370百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記に対応する債務</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">9,163百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">1年内返済予定の長期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,120百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">2,344百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">12,628百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記以外に子会社の買取不動産4,455百万円、関係会社貸付金1,375百万円、子会社出資金3,847百万円、関係会社株式1百万円の担保提供を受けており、また、その他の関係会社であるNISグループ(株)より連帯保証及び営業貸付金524百万円の担保提供を受けております。</p>	買取債権	10,970百万円	投資有価証券	394百万円	関係会社株式	5百万円	合計	11,370百万円	上記に対応する債務		短期借入金	9,163百万円	1年内返済予定の長期借入金	1,120百万円	長期借入金	2,344百万円	合計	12,628百万円
買取債権	8,229百万円																														
上記に対応する債務																															
短期借入金	5,034百万円																														
1年内返済予定の長期借入金	8,049百万円																														
長期借入金	4,065百万円																														
合計	17,149百万円																														
買取債権	10,970百万円																														
投資有価証券	394百万円																														
関係会社株式	5百万円																														
合計	11,370百万円																														
上記に対応する債務																															
短期借入金	9,163百万円																														
1年内返済予定の長期借入金	1,120百万円																														
長期借入金	2,344百万円																														
合計	12,628百万円																														
<p>2 各科目に含まれている関係会社に対する資産及び負債は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収収益</td> <td style="text-align: right;">554百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">10,550百万円</td> </tr> </table>	未収収益	554百万円	短期借入金	10,550百万円	<p>2 各科目に含まれている関係会社に対する資産及び負債は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,700百万円</td> </tr> </table>	短期借入金	1,700百万円																								
未収収益	554百万円																														
短期借入金	10,550百万円																														
短期借入金	1,700百万円																														
<p>3 当座貸越契約及び貸出コミットメント 運転資金の効率的な調達を行うため、親会社NISグループ(株)と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">12,300百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入実行金額</td> <td style="text-align: right;">10,550百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">差引額</td> <td style="text-align: right;">1,750百万円</td> </tr> </table>	当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額	12,300百万円	借入実行金額	10,550百万円	差引額	1,750百万円	<p>3 当座貸越契約及び貸出コミットメント 運転資金の効率的な調達を行うため、その他の関係会社であるNISグループ(株)と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">10,170百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入実行金額</td> <td style="text-align: right;">1,700百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">差引額</td> <td style="text-align: right;">8,470百万円</td> </tr> </table>	当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額	10,170百万円	借入実行金額	1,700百万円	差引額	8,470百万円																		
当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額	12,300百万円																														
借入実行金額	10,550百万円																														
差引額	1,750百万円																														
当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額	10,170百万円																														
借入実行金額	1,700百万円																														
差引額	8,470百万円																														
	<p>4 偶発債務 債務保証 次の関係会社について、金融機関からの借入に対して、債務保証を行っております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">保証先</th> <th style="text-align: center;">金額</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(有)ジェイ・ワン・インベストメンツ</td> <td style="text-align: right;">2,600百万円</td> <td>借入債務</td> </tr> </tbody> </table>	保証先	金額	内容	(有)ジェイ・ワン・インベストメンツ	2,600百万円	借入債務																								
保証先	金額	内容																													
(有)ジェイ・ワン・インベストメンツ	2,600百万円	借入債務																													

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 買取不動産売却原価に含まれる買取不動産の収益性の低下による簿価の切下げ額は1百万円でありませ	1 買取不動産売却原価に含まれる買取不動産の収益性の低下による簿価の切下げ額は0百万円でありませ
2 各科目に含まれている関係会社に対する主なものは、次のとおりであります。 受取利息 976百万円 支払利息 302百万円	2 各科目に含まれている関係会社に対する主なものは、次のとおりであります。 受取利息 319百万円 支払利息 942百万円 貸倒引当金繰入額(営業外) 3,691百万円
	3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 3百万円 工具、器具及び備品 0百万円 合計 4百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)				当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引(借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
工具、器具及び備品	17	7	10	工具、器具及び備品	17	10	6
ソフトウェア	90	68	21	ソフトウェア	32	22	9
合計	107	75	32	合計	49	33	16
未経過リース料期末残高相当額				未経過リース料期末残高相当額			
1年以内 16百万円				1年以内 7百万円			
1年超 16百万円				1年超 9百万円			
合計 32百万円				合計 16百万円			
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料 24百万円				支払リース料 16百万円			
減価償却費相当額 23百万円				減価償却費相当額 15百万円			
支払利息相当額 0百万円				支払利息相当額 0百万円			
減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法				減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
・減価償却費相当額の算定方法				・減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
・利息相当額の算定方法				・利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期の配分方法については、利息法によっております。				リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期の配分方法については、利息法によっております。			
(減損損失について)				(減損損失について)			
リース資産に配分された減損損失はありません。				リース資産に配分された減損損失はありません。			

(有価証券関係)

前事業年度(平成20年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度(平成21年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)																																														
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金繰入限度超過額</td><td style="text-align: right;">931百万円</td></tr> <tr><td>貸倒損失自己否認額</td><td style="text-align: right;">7百万円</td></tr> <tr><td>債権回収費用自己否認額</td><td style="text-align: right;">6百万円</td></tr> <tr><td>未実現利益に係る一時差異</td><td style="text-align: right;">22百万円</td></tr> <tr><td>株式報酬費用否認額</td><td style="text-align: right;">41百万円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損否認額</td><td style="text-align: right;">68百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">7百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">72百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,011百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未収事業税</td><td style="text-align: right;">31百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">31百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">980百万円</td></tr> </table>	貸倒引当金繰入限度超過額	931百万円	貸倒損失自己否認額	7百万円	債権回収費用自己否認額	6百万円	未実現利益に係る一時差異	22百万円	株式報酬費用否認額	41百万円	投資有価証券評価損否認額	68百万円	その他	7百万円	評価性引当額	72百万円	繰延税金資産合計	1,011百万円	未収事業税	31百万円	繰延税金負債合計	31百万円	繰延税金資産純額	980百万円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金繰入限度超過額</td><td style="text-align: right;">2,449百万円</td></tr> <tr><td>貸倒損失自己否認額</td><td style="text-align: right;">12百万円</td></tr> <tr><td>本社移転損失引当金否認額</td><td style="text-align: right;">23百万円</td></tr> <tr><td>未実現利益に係る一時差異</td><td style="text-align: right;">20百万円</td></tr> <tr><td>株式報酬費用否認額</td><td style="text-align: right;">28百万円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損否認額</td><td style="text-align: right;">17百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">5百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">2,559百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">百万円</td></tr> </table>	貸倒引当金繰入限度超過額	2,449百万円	貸倒損失自己否認額	12百万円	本社移転損失引当金否認額	23百万円	未実現利益に係る一時差異	20百万円	株式報酬費用否認額	28百万円	投資有価証券評価損否認額	17百万円	その他	5百万円	評価性引当額	2,559百万円	繰延税金資産合計	百万円	繰延税金負債合計	百万円	繰延税金資産純額	百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	931百万円																																														
貸倒損失自己否認額	7百万円																																														
債権回収費用自己否認額	6百万円																																														
未実現利益に係る一時差異	22百万円																																														
株式報酬費用否認額	41百万円																																														
投資有価証券評価損否認額	68百万円																																														
その他	7百万円																																														
評価性引当額	72百万円																																														
繰延税金資産合計	1,011百万円																																														
未収事業税	31百万円																																														
繰延税金負債合計	31百万円																																														
繰延税金資産純額	980百万円																																														
貸倒引当金繰入限度超過額	2,449百万円																																														
貸倒損失自己否認額	12百万円																																														
本社移転損失引当金否認額	23百万円																																														
未実現利益に係る一時差異	20百万円																																														
株式報酬費用否認額	28百万円																																														
投資有価証券評価損否認額	17百万円																																														
その他	5百万円																																														
評価性引当額	2,559百万円																																														
繰延税金資産合計	百万円																																														
繰延税金負債合計	百万円																																														
繰延税金資産純額	百万円																																														
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.5%</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">45.4%</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増加</td><td style="text-align: right;">7.9%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.8%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4.5%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	45.4%	評価性引当額の増加	7.9%	その他	0.8%	税効果会計適用後の法人税の負担率	4.5%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失となったため、注記を省略しております。</p>																																		
法定実効税率	40.7%																																														
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%																																														
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	45.4%																																														
評価性引当額の増加	7.9%																																														
その他	0.8%																																														
税効果会計適用後の法人税の負担率	4.5%																																														

(企業結合等関係)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	5,362円28銭	1株当たり純資産額	817円06銭
1株当たり当期純利益	807円59銭	1株当たり当期純損失()	6,916円51銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	806円75銭	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
貸借対照表上の純資産の部の合計額	5,933百万円	1,328百万円
普通株式に係る純資産額	5,830百万円	1,399百万円
差額の主な内訳		
新株予約権	102百万円	70百万円
普通株式の発行済株式総数	1,087,360株	1,712,440株

2 1株当たり当期純利益又は当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
損益計算書上の当期純利益又は 当期純損失()	877百万円	7,853百万円
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失()	877百万円	7,853百万円
普通株式の期中平均株式数	1,086,523株	1,135,505株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の 算定に用いられた普通株式増加数の主要 な内訳		
新株予約権	1,125株	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調 整後1株当たり当期純利益の算定に含ま れなかった潜在株式の概要	平成17年6月21日付 特別決議新株予約権 545個 平成18年8月7日付 取締役会決議新株予 約権 1,400個 平成18年8月7日付 取締役会決議新株予 約権 3,670個	平成16年3月30日付 特別決議新株予約権 6個 平成17年6月21日付 特別決議新株予約権 350個 平成18年8月7日付 取締役会決議新株予 約権 1,150個 平成18年8月7日付 取締役会決議新株予 約権 2,380個

(重要な後発事象)

前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 多額な資金の調達の内

当社は、平成21年4月30日に下記のとおり資金の調達を実行しております。

資金用途

借入金の返済

調達方法

買取債権譲渡による調達

調達先及び調達額

(株)西新宿投資2号（連結子会社） 5,083百万円

なお、買取債権を譲渡するにあたり、(株)西新宿投資2号（連結子会社）は優先匿名組合契約に基づきそれぞれ中小企業不動産機構(株)（持分法適用関連会社）から990百万円、中小企業飲食機構(株)（第三者）から2,020百万円、ジェイ・ワン・インベストメンツ(株)（連結子会社）から990百万円及び劣後匿名組合契約に基づき当社から1,041百万円を調達しており、買取債権のリスクが譲渡先である(株)西新宿投資2号に移転していると認められないため、金融処理を行っております。

その他重要な特約等

中小企業不動産機構(株)に対して、買取の請求があった場合、当社が当匿名組合持分の買取をすることを確約及び保証しております。

2. 第三者割当による優先株式の発行の内

平成21年5月13日開催の当社取締役会において、平成21年3月期定時株主総会において必要な議案の承認が得られること等を条件として、中小企業保証機構(株)を割当先とする、第三者割当てによる第1回第一種優先株式（以下「本優先株式」といいます）の発行を行うことについて決議しました。

第三者割当により発行される本優先株式の募集の目的

当社の事業環境及び財務環境は極めて厳しい状況が続くなか、資金効率を高めた収益構造への転換及び財務基盤の安定化を図ることが最優先の経営課題であり、これらを早期に実現し持続的な事業発展を目指していくためには、負債の圧縮と更なる自己資本増強が必要不可欠であると判断し、第三者割当による本優先株式の発行を行うことといたしました。

募集株式の種類

ニッシン債権回収株式会社第1回第一種優先株式

払込金額

1株につき100,000円

払込金額の総額

2,000,000,000円（募集株式1株につき100,000円）

資本組入額

募集株式1株につき50,000円

資本組入額の総額

1,000,000,000円

申込及び払込期日

平成21年6月29日

発行方法

第三者割当の方法により、中小企業保証機構(株)に本優先株式の全株を割り当てます。

資金用途

本件第三者割当増資により調達した手取額につきましては、全額、中小企業保証機構(株)への借入金返済資金に充当する予定であります。

その他重要な事項

その他の条件については、「第1回第一種優先株式発行要項」に基づくものとします。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
(投資有価証券)		
(その他有価証券)		
日本振興銀行株式会社	1,530	394
その他非上場株式2銘柄	320	2
小計	1,850	397
計	1,850	397

【その他】

銘柄	口数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
(投資有価証券)		
(その他有価証券)		
投資事業有限責任組合等		
レゾン投資事業有限責任組合	100	41
小計	100	41
計	100	41

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物				28	14	2	13
工具、器具及び備品				14	10	1	4
有形固定資産計				43	25	4	18
無形固定資産							
ソフトウェア				28	11	5	17
無形固定資産計				28	11	5	17
長期前払費用	14 (13)	1 (1)	6 (6)	8 (7)	6	0	2 (2)
繰延資産							
繰延資産計							

(注) 1 有形固定資産及び無形固定資産の金額が、資産総額の1%以下であるため「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

2 長期前払費用の()内の金額は内数で、支払手数料等期間配分に係るものであり、減価償却と性格が異なるため、償却累計額及び当期償却額の算定には含めておりません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	3,086	6,697	1,953	1,133	6,697
本社移転損失引当金		57			57
役員賞与引当金	11		11		

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

a 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	0
預金	
普通預金	1,269
預金計	1,269
合計	1,269

b 買取債権

(イ) 買取先別内訳

買取先	金額(百万円)
地方銀行	5,186
都市銀行	2,114
信託銀行	1,367
サービサー	1,145
整理回収機構	1,084
保証会社	1,066
ノンバンク	897
外国銀行、金融商品取引業者等	470
信用金庫	179
リース会社	65
信用組合	16
その他	3,034
合計	16,628

(ロ) 買取債権の発生及び回収並びに滞留状況

期首残高 (百万円) (A)	当期取得高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円) (D)	回収率(%)	回転率(回)
					$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(B)}{\frac{(A) + (D)}{2}}$
23,711	72	5,936	1,219	16,628	25.0	0.00

(注) その他減少額は、貸倒償却額1,953百万円、不動産担保付債権の自己競落等 733百万円によるものであります。

c 買取不動産

所在地	金額(百万円)
東京都台東区	7
合計	7

d 関係会社長期貸付金

相手先	金額(百万円)
有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツ	14,079
有限会社シー・エヌ・キャピタル	122
有限会社シー・エヌ・フォー	49
合計	14,252

負債の部

a 短期借入金

相手先	金額(百万円)
日本振興銀行株式会社	6,193
中小企業保証機構株式会社	4,817
中小企業債権回収機構株式会社	4,600
カーバル・インベスターズジャパン合同会社	2,970
N I S グループ株式会社	1,700
興産信用金庫	16
合計	20,297

b 1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額(百万円)
株式会社岐阜銀行	421
西武信用金庫	375
株式会社西京銀行	260
株式会社福岡銀行	256
株式会社徳島銀行	251
その他30行等	2,360
合計	3,924

c 長期借入金

相手先	金額(百万円)
株式会社愛媛銀行	2,235
株式会社岐阜銀行	124
株式会社西京銀行	109
株式会社千葉興業銀行	64
株式会社香川銀行	50
株式会社埼玉りそな銀行	50
その他4行等	74
合計	2,707

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	
単元未満株式の買取り	
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.nissin-servicer.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社の親会社等 当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-------------------------------|---|-------------------------------|---|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第7期) | 自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日 | 平成20年6月23日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 有価証券報告書の
訂正報告書 | 上記(1)に係る訂正報告書であります。

事業年度(第6期)に係る訂正報告書であります。 | | 平成20年9月26日
関東財務局長に提出。
平成20年9月26日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 四半期報告書、
四半期報告書の確
認書 | (第8期第1四
半期) | 自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日 | 平成20年8月14日
関東財務局長に提出。 |
| | (第8期第2四
半期) | 自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日 | 平成20年11月14日
関東財務局長に提出。 |
| | (第8期第3四
半期) | 自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日 | 平成21年2月13日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 有価証券届出書
及びその添付書類 | (第三者割当増資) | | 平成21年3月10日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19
条第2項第3号(特定子会社の異動)の
規定に基づく臨時報告書であります。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19
条第2項第4号(主要株主の異動)の規
定に基づく臨時報告書であります。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19
条第2項第3号(親会社の異動)の規
定に基づく臨時報告書であります。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19
条第2項第9号(代表取締役の異動)の
規定に基づく臨時報告書であります。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19
条第2項第4号(主要株主の異動)の規
定に基づく臨時報告書であります。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19
条第2項第2号(優先株式の発行)の規
定に基づく臨時報告書であります。 | | 平成20年11月27日
関東財務局長に提出。

平成20年12月15日
関東財務局長に提出。

平成20年12月24日
関東財務局長に提出。

平成21年2月27日
関東財務局長に提出。 |
| (6) 臨時報告書の訂正
報告書 | 上記(5)平成21年5月13日提出分に係る訂
正報告書であります。 | | 平成21年3月27日
関東財務局長に提出。

平成21年5月13日
関東財務局長に提出。

平成21年6月5日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月18日

ニッシン債権回収株式会社
取締役会御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 都 甲 和 幸
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 古 藤 智 弘

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッシン債権回収株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッシン債権回収株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 買取不動産の評価基準及び評価方法」に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用しているため、当該会計基準により連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 前連結会計年度の連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6 月26日

ニッシン債権回収株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 高 瀬 敬 介
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山 本 公 太
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッシン債権回収株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッシン債権回収株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象1．に記載のとおり、会社は平成21年4月30日に優先匿名組合出資の受入による資金調達を行っている。

重要な後発事象2．に記載のとおり、会社は平成21年5月13日開催の取締役会において、第三者割当による優先株式の発行の決議を行っている。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ニッシン債権回収株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ニッシン債権回収株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

内部統制報告書に記載されているとおり、会社は、一部業務についてアウトソーシングによる業務委託を行う方針を決定しており、委託範囲、権限と責任等のあり方次第によっては、翌期以降における財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす可能性がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月18日

ニッシン債権回収株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 都 甲 和 幸
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 古 藤 智 弘

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッシン債権回収株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッシン債権回収株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「(4) 重要な会計方針 9 その他財務諸表作成のための重要な事項 (1) 買取不動産の評価基準及び評価方法」に記載されているとおり、会社は、当事業年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用しているため、当該会計基準により財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 前事業年度の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月26日

ニッシン債権回収株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 高 瀬 敬 介
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山 本 公 太
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッシン債権回収株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッシン債権回収株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象1．に記載のとおり、会社は平成21年4月30日に買取債権譲渡による資金調達を行っている。

重要な後発事象2．に記載のとおり、会社は平成21年5月13日開催の取締役会において、第三者割当による優先株式の発行の決議を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。